

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 4 号 ＞

平成20年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成20年7月11日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成20年7月11日 金曜日
開 会 午前10時04分
散 会 午後6時15分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第3号議案 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
- 2 乙第4号議案 沖縄県生活環境保全条例
- 3 陳情第35号、第40号、第50号、第57号、第59号、第63号、第64号、第66号、第67号、第72号及び第82号

出席委員

委員長	赤 嶺	昇 君
副委員長	西 銘	純 恵 君
委員	桑 江	朝千夫 君
委員	佐喜真	淳 君
委員	仲 田	弘 毅 君
委員	翁 長	政 俊 君
委員	仲 村	未 央 君
委員	渡嘉敷	喜代子 君
委員	上 原	章 君

委員 比嘉京子君
委員 奥平一夫君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

文 化 環 境 部 長	知 念 建 次 君
環 境 企 画 統 括 監	友 利 弘 一 君
環 境 保 全 課 長	久 田 友 弘 君
環 境 整 備 課 長	安 里 健 君
教 育 長	仲 村 守 和 君
教 育 管 理 統 括 監	岩 井 健 一 君
施 設 課 長	前 原 昌 直 君
義 務 教 育 課 長	山 中 久 司 君
保 健 体 育 課 長	諸 見 里 明 保 君
生 涯 学 習 振 興 課 長	玉 栄 直 生 君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第3号議案及び乙第4号議案の2件及び陳情第35号外10件を一括して議題といたします。

本日の説明員として文化環境部長及び教育長の出席を求めています。

休憩いたします。

(休憩中に、文化環境部長より自己紹介)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第3号議案水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、文化環境部長の説明を求めます。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 文化環境部の条例案件について、御説明いたします。まず、8ページ、乙第3号議案水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

初めに、本条例案を制定する経緯と必要性について御説明いたします。

水質汚濁防止法では、国が全国一律に定める一律排水基準と、県が同法第3条第3項の規定に基づき、一律排水基準では生活環境等を保全することが十分でないと思われる区域について、一律排水基準より厳しい許容限度を条例で定める、いわゆる上乗せ排水基準とがあります。

県においては、水質汚濁防止法の規定に基づき、昭和50年に水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例を制定し、一律排水基準にかえて上乗せ排水基準を定め、事業場からの排出水を規制するほか、これまで立入検査や指導等を行い、水質汚濁の防止に努めてきたところであります。

一方、近年における事業者及び県民の環境意識の高まりの中で、より良好で快適な水環境の保全が求められるなど、環境を取り巻く状況が変化してきております。

事業場排水を取り巻く状況も変化してきており、養豚業の用に供する施設については、小規模な施設の廃止が進む一方で、施設の移転や大規模化により、排水の処理高度化施設の整備が進み排出水の水質も向上してきております。

また、製糖工場の統廃合や果実缶詰工場の閉鎖がある一方で、事業場排水の下水道への接続等が進んできております。

このような事業場排水の水質の向上、下水道の普及等を踏まえ、より良好で快適な水環境を保全するため、上乗せ排水基準を改正するものでございます。

議案書に沿って、条例案の概要について説明をいたします。

議案書の8ページをお開きください。

議案書の14ページまでの別表第1は、上乗せ排水基準を適用する水域毎に排水基準を定めております。

河川については、8ページ第1項の国場川水域、比謝川水域及び天願川水域、9ページ第2項の羽地大川水域、我部祖河川水域及び報得川水域、10ページ第3項の源河川水域、平南川水域及び大保川水域の3つに区分しており、市街地や農地等の土地利用の状況、河川の水質状況、利水目的等を考慮した上で

整理しております。

また、海域については、10ページ第4項の中城湾海域、与勝海域及び金武湾海域、11ページ第5項の名護湾海域、13ページ第6項の那覇港海域の3つに区分しております。

上乘せ排水基準の項目としては、河川については、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量を設定しております。また、海域については、化学的酸素要求量と浮遊物質量を設定しております。

上乘せ排水基準の内容につきましては、現行条例では、基準設定前に特定施設を設置している事業場と排水基準設定以後に特定施設を設置する事業場に区分して排水基準を設定しておりますが、改正する上乘せ排水基準は、基準設定前の事業場に対する緩やかな排水基準は廃止し、基準設定以後の事業場に対する排水基準を基本として設定しております。

養豚事業場については、条例制定当時は排水処理の設備や管理が十分ではなかったことから、現行条例の基準設定前からある施設に対しては一律排水基準より緩やかな基準を適用していたものを、排水処理が向上されている状況を踏まえ、一律排水基準並みに基準を強化します。

浄化槽設置事業場及び下水道終末処理場については、浄化槽法の改正等を踏まえ、基準を強化します。

なお、下水道処理区域内については特例を設けており、特定事業場の所在地が新たに下水道処理区域となった場合は、3年を経過した日から下水道処理区域内に所在する特定事業場の排水基準を適用することとしております。

議案書14ページから15ページまでの別表第2は、上乘せ排水基準を適用する区域を定めております。

次に、議案書15ページ下段の附則について説明いたします。

条例の施行期日については、関係する事業者等への十分な周知期間を設定する必要があることから、附則第1項で、公布の日から起算して3年を経過した日から施行することとしております。

経過措置については、附則第2項及び次の16ページの第3項に規定しており、経過措置を適用する区域及び適用事業場の種類は、附則別表第1及び17ページの附則別表第2のとおりとなっております。

内容としましては、各適用区域において、現行基準の設定前に特定施設を設置していた事業場のうち、改正条例の排水基準に直ちに対応することが困難と思われる事業場については、当分の間、現行の排水基準を適用することとしております。

16ページの中城湾海域等の水質汚濁防止法施行令別表第1第7号に掲げる施

設は砂糖製造業、17ページの第23号に掲げる施設は紙製造業、名護湾海域の水質汚濁防止法施行令別表第1第2号に掲げる施設は畜産食料品製造業が該当します。

また、現行基準の設定前からある養豚事業場等については、施設規模にかかわらず、当分の間、一律排水基準を適用することとしております。

以上、乙第3号議案について、御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○赤嶺昇委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 これまでにいただいた説明資料の中で平成14年度から平成18年度までの特定事業場の採水検査の実績が約1100件とありますが、これは特定事業場が現在業種別にどれだけあって、検査は約1100件あって、そのうちの排水基準に適合していないのが約110件という報告があるのですが、この詳細についてお尋ねしたいのですが。

○久田友弘環境保全課長 今、西銘委員から質疑のあります特定事業場の立入検査数につきましては、平成14年度から平成18年度の5カ年間で1113件の検査をいたしまして、それで何らかの項目で不適合があったという事業場については112件ありました。そういった施設については、改善命令までには至らない、いわゆる指導の範囲で対応しておりまして、改善しているところです。それから、こういう施設は全体で幾つの数があるかということですが、水質汚濁防止法でいう届け出の中では、一般事業場として1200施設ほどあります。その中で排水量が50トン以上を超える規模の大きい施設が330施設程度、それから50トン未満の施設が860ぐらいの施設ということになっております。

○西銘純恵委員 事業場の種類、先ほど養豚業、紙製造業とか言われたのですが製造業もあるということでしたので、業種別にお尋ねします。

○知念建次文化環境部長 いわゆる特定施設の種類の、あるいは特定事業場とし

てそういう施設を有している部分については、例えば旅館業、先ほど西銘委員がおっしゃっていましたが養豚業、し尿処理施設、自動車の車両洗浄施設、砂糖製造業、水を使ういわゆる厨房や洗車施設などを要している施設が特定事業場に入るといふことで御理解願いたいと思います。

○西銘純恵委員 今のは事例として挙げられたと思いますが、その業種について、できましたら豆腐製造業とも言われたのですが、50トン以上の業者がそういう豆腐製造業でどれだけあって、零細がどれだけという部分を整理していただきたい。それから112件の指導があったということは約1割ありますので、この指導については新たな上乘せをつくったときに、どのような影響を受けるのかというのをお尋ねします。

○久田友弘環境保全課長 立入検査をする事業場につきましては、規模の大きい事業場、それから地域で何らかの問題、苦情があるとかというそういったところを中心にやっていきますので、この立入検査につきましても規模の大きい部分について、立ち入りをして検査をする。それからショップ事業場につきましても、例えば豆腐製造業などといったもので、規模は小さいけれども苦情があるというものにつきましても立ち入って、それに関しての指導という形になりますが、その範囲で排水処理の工夫、そういったところをしっかりとくださいというような指導をしているところです。

○知念建次文化環境部長 その前に事業場の事例ではなく一覧の部分ですが、50トン以上だけでも300施設余りありますので、後で一覧表として提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○西銘純恵委員 小さい規模でも苦情があったりしたら検査に行かれるということでしたが、平成18年度までは一斉調査のような形でなされたようですが、その後の平成19年度、今年度にかけてこの上乘せ基準を改正するという立場で何らかの事業場に対して説明などを行っていますでしょうか。

○久田友弘環境保全課長 この改正に当たりまして、私どもは関係団体、それから流域の事業場を個別に当たりまして、団体におきましてはJAおきなわ、あるいは沖縄県工業連合会、沖縄商工会議所、それから沖縄県婦人連合会、沖縄県中小企業家同友会、あるいは沖縄県中小企業団体中央会などという関係団体に御説明した上で、この上乘せの流域の中で、やはりちょっと厳しいという

施設に関しては個別にこの状況を聞いて、実際に水も、状況も確認しながら対応してきております。それから市町村がどうしても重要になってきますので、市町村の説明会もこれまで重ねてきまして、市町村のほうからも今の環境が重視される時代においては、そういったものは妥当ではないかというのが多くの御意見でございました。それから畜産関係の団体にもいろいろ説明をしてきております。

○西銘純恵委員 いろいろな零細規模、そういう皆さんが果たしてJAおきなわや組合、団体に結集しているといいますが、そういう新たな条例改正を知り得るかというところでお尋ねしているのですが、平成14年度から平成18年度までにかけては、1100余りの事業場を調査されたということは、何らかの直接対応があったと思うんです。ですからこれに関して団体等に説明をしたということで、実際に事業場の皆さんに周知されたということにはならないと思うんです。これについてはどうでしょうか。

○知念建次文化環境部長 先ほど久田環境保全課長から県全体の特定施設、特定事業場の数の説明もあったかと思うのですが、それに今度この上乘せ排水基準の適用区域内の事業場の数がございまして、50トン以上ですと96施設、養豚事業場で73施設ございます。これにつきましては、今まで立入検査で実際に現場へ行っての状況等も今回の条例の改正につきましては、掌握する必要があるのです。そこについては個々にそれぞれ調査が入り、説明をしていることが事前でございます。もう一つは今後3年間の周知期間をおきますので、その間にこの基準の周知については、なお説明を重ねていくという姿勢を持っております。

○西銘純恵委員 経過措置の周知についても3年間あると言われたのですが、この基準を改正によって影響を受ける事業場、排水が困難と思われる一部の事業場については当分の間現行基準をとっておりますが、やはり何らかの施設の設備の改善を求められるということになるわけですね。ですから、この改善に必要な経費が最低でどのような事業場でどれぐらいかかるのか。そこら辺も具体的に聞けましたら、説明をお願いしたいのですが。

○知念建次文化環境部長 例えば養豚事業の排水処理ですが、養豚事業の排水処理については農林水産省の排水処理施設についての補助の制度がございまして。それぞれについて自前でやらざるを得ない部分であり、そういう国庫補助の仕組みが備わっている部分があります。我々が一番心配しているのは、養豚

事業場の排水処理の部分です。そこにつきましては、これから排水処理施設について改善する必要がある施設については確かにございます。それにつきましては、農林水産部と連携して補助制度を入れていただいて、排水処理施設をきちんとしていただければ、当然に排水処理基準に合致する状態になるわけですから、そういうのを含めて今後3年間対応していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 養豚場の事例を出されているのですが、やはりこれまで事業をなさってきた昭和50年度からということですから結構長い間なさってきた。それでなりわいをやってきたという皆さんが、この新たな改正によって事業が継続できなくなるということがあったら、それに関しては事業を継続させる方向でどうするかという立場をとらないといけないと思うんですよ。排水処理施設は国庫補助の仕組みもあるということですが、結局は具体的に今調査されておりますから、3年の経過の後にこの養豚業者が排水の基準に適合するようになるまで具体例を挙げて、例えば一番厳しいところでどれぐらいの経費が要って、どのような手だてをとられるのか、その事例をお尋ねします。

○久田友弘環境保全課長 先ほど知念文化環境部長のほうからございましたように、養豚業につきましては農林水産省のほうで家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律というのが昭和11年にできました。それで県の農林水産部サイドのほうでもそういう処理の高度化、施設の整備などもあわせて事業者に対する指導の強化を図っていくとなっております。それで私どもはこの上乘せをするに当たっては特に養豚事業者に関しては慎重に考えながら対応をしてきておりまして、農林水産部のそういった整備状況の分析等も踏まえながら対応してきております。そういう中で一律排水基準を今の段階で適合しているのが約80数%ありますが、残りの1割ちょっとにつきましては、構造的なものではないだろうと。やはり丁寧に維持管理していくということが重要ではなかろうかと思っておりますので、そこら辺は農林水産部のほうとも十分に連携しながら指導していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 今の説明は適合は8割以上あるけれども、残った分については特別な設備の改善を求めないということに受けとめられるのですが、そうでしょうか。

○久田友弘環境保全課長 その中で維持管理だけではなく、その施設の整備に関係するというのがありましたら、これは畜産サイドのほうでも関係事業とい

たしまして、畜産環境整備のリース事業であるとか、畜産家近代リース事業、あるいはバイオマスの活用公金というようなメニューも準備されておりますので、そういったものも活用しながらできるだけ流域へは流さない、たい肥化、コンポストという形で再生利用できる方向に行くのが望ましいのではないかと考えております。

○西銘純恵委員 水質汚濁防止法の上乗せをしていくというのは、やはり環境問題でもそれは改正は当然求められていくべきだと思うのですが、この反面、既存のそういう業者の皆さんが何らかの経費負担、不利益をこうむることがあるというところで交付金とか言われたのですが、やはり事例を挙げてこれまでの検査結果からここは法改正に対応できないだろうという事業場はあると思うんです。これについて具体的に挙げていただいて、何件あって、どれだけの経費負担があって、そして補助金でできるのか、できないのか。少なくとも借入れをしないといけないのか、そこら辺もできましたら答弁をいただきたいのですが。

○知念建次文化環境部長 平成18年度の養豚事業の立入検査を文化環境部で44件やっております、生物化学的酸素要求量はいわゆる水中の酸素用量、汚れの問題ですが、それを超過している分については2件でございます。基本的には維持管理をきちんとすれば、ある程度の期間、維持管理を持続してやっていただければ、それは改善できるのではないかと我々は見えております。維持管理をやる上で、その処理施設を新たに改善しなくてはいけないことは出てくるかもしれません。ただ、ある面、維持管理をある一定期間きちんとしていただければ大丈夫ではないかということを我々は考えておりますが、そこは養豚事業者の御都合もあるでしょうから、それは一気に施設をとということもあるかもしれません。ただ、そういうことになったとしても先ほど環境保全課長からありますように、農林水産省の補助の制度は使える仕組みになっておりますので、それは農林水産部と調整していく方向で指導、助言をしていきたいと考えているところです。

○西銘純恵委員 丁寧にやはり事業が成り立つようにということも含めて対応していただきたい。それで養豚業は言われたのですが、ほかの業種ではどうなんでしょうか。改善を求める施設はありませんでしょうか。

○久田友弘環境保全課長 養豚事業場以外にも幾つかの施設がございますが、

先ほど知念文化環境部長のほうから議案に沿って説明がございましたが、砂糖製造業、紙製造業、畜産食料製造業があります。それに関してはそういう今の状況も十分に組み入れながら、これまでの基準をそのまま踏襲していく。そして、新しく施設をつくるという際には新しい条例に基づいてお願いしますという形で事業者のほうにも出向きまして、その説明をしてきております。

○西銘純恵委員　ということは、それ以外の業種については上乘せ基準で何らかの経済的な負担を求められるものはないと理解してよろしいですね。

○知念建次文化環境部長　基本的には維持管理したいと思っておりますので、西銘委員がおっしゃるように今現在すぐ新たに経費負担が伴うものについての想定は今のところしておりません。

○赤嶺昇委員　ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員　今回の一律排水基準の上乗せにさらに上乘せとなるに当たって、今までの上乘せをクリアしていて今回の新しい上乘せ基準に関して、それにクリアしてこないだろうと思われる特定事業場というのは想定されているのですか。

○知念建次文化環境部長　想定される部分につきましては、先ほど来説明している養豚事業場の一部で維持管理がなお必要な部分がございます。それから、経過措置で打っています製糖工場管理の部分、あるいは畜産施設につきましては、現施設で今の基準というのは確かに厳しいです。ですから経過措置を打っています。新しい施設にするときには、その基準に合致するような施設をお願いしますという形での経過措置の打ち方になっています。

○仲村未央委員　養豚事業場ですが、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に、規模からしてこの法律には規模が小さくて該当しない、規制がかかっていないという事業場に関しても今回の上乘せ基準というのは適用されるのですか。

○久田友弘環境保全課長　農林水産部サイドの法律に基づいての支援措置ですが、それについては養豚業の場合は100頭以上に関していろいろと制度的な支

援をしていきましよう。それ以外の小さな規模については、できるだけ指導をしながら、この法律の趣旨を生かして指導していくというスタンスでやっていると思います。

○仲村未央委員 つまり100頭以上の規模を持たないところに関しては団地化されていないところ、民家の中に個人でやっているところ、いろいろなケースがあると思うのですが、結構この家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律ができて、それに対応できないということで廃業されたというケースも恐らくあったと思うんですね。そういった事業場も今回はこの水質汚濁防止法に関しては、当然にその適用の対象であるということですか、今の話は。

○知念建次文化環境部長 一律排水基準というのは、全国、全地域、全都道府県対象になります。その中から先ほどの推計ごとに、なお環境基準を強化したいという部分が上乘せの部分ですので、そういう意味で養豚事業場の先ほどの分では全県的には一律排水基準はすべて適用されます。その水質基準というのがまず1つございます。国場川水系であり、9河川の水域については厳しい基準でやっていきたいという趣旨です。

○仲村未央委員 それと下水道に関してですが、これは整備率は実際高いと思うのですが、各水域に関して実際に整備されているけれども、接続をしていないという世帯がどれぐらいあるかということは環境のほうからも把握されているのですか。下水道課との連携はどうなっているのでしょうか。

○知念建次文化環境部長 おっしゃるように下水道の処理区域内での引き込みがどれぐらいあるかという分については、基本的に下水道課の所管ではあるのですが、数字的に我々は連携しているので、データを持っているので、もし必要であれば答弁させることはできます。

○久田友弘環境保全課長 まず県全体の下水道の整備普及率が、平成18年度末の段階で63%、そのうちそれを分母にしまして、接続率が88%というのが県全体での内容です。

○仲村未央委員 普及が63%に対して、88%が実際に接続されているということで残りの12%は、普及はしているけれども接続はしていないということですよ。例えば地域に偏りがあって、その海域や水域においてその下水道整備率

との関係、接続率との関係で水域や海域において汚染が見られる状況というの
はありますか。つまり、下水道の接続率が低いことによってその周辺の海域や
水域に何か不良が見られる、基準に適合していない等の実態がありますか。

○久田友弘環境保全課長 今、特に都市河川の久茂地川、安里川、安謝川があ
りますが、そういったところについては相当の人口が集中している流域なんで
すが、やはり昭和50年代から昭和60年代にかけて、必ずしもいい水質ではなか
ったという状況から、現在こういう地域の意識の高まりとあわせてこういうハ
ード、下水道の普及、それから私たちサイドのソフトの分野、いろんなものが
総体となって取り組んでいるところで、やはり水質も相当よくなってきている
という状況にありますので、やはり下水道の普及の効果というのは大きなもの
があると考えております。

○仲村未央委員 今の下水道に関しては、個人個人に接続するかどうかという
ところまで立ち入って文化環境部のほうから直接行くというのは非常に厳しい
と思いますが、こういった基準をせつかく設けて環境保全の立場から物差しを
持っている側からその下水道との連携の中で、まだ接続していない、整備され
ているにもかかわらず接続に至っていないというところに対する指導の強化と
いうのはどういった立場でかかわっていくのか。下水道サイドに任せておくの
か、そこら辺の連携はどうなっていますでしょうか。

○知念建次文化環境部長 ちょっと原則的な形になるかもしれませんが、下水
道普及率あるいは下水道に対する基本的に市町村が中心になって、特に各家庭
への接続については市町村がその業務をやっているかと思えます。そういう意
味では我々が直接各家庭にというわけにはいきませんが、ただある面我々も保
健所という組織でもって、末端にいろいろ浸透していける状態というのあり
ますし、もう一つは各市町村それぞれこの条例の趣旨の説明は今までもやって
おりますし、これからもやるつもりです。そういうことを通して、普及率、接
続率を上げていく手法をとるということです、我々が今やれるということは。

○仲村未央委員 それと議案書の8ページからの別表に関してですが、水域ご
とに海域も含めて国場川、比謝川、天願川と水域を分けていますよね。これは
この水域によって基準がより厳しいところということで違いがあるのですか。
詳しいデータについてわからないのですが。

○知念建次文化環境部長 例えば、国場川、比謝川、天願川なんですが、古い施設が結構減っている状況があり、畜舎排水の割合も近年減る傾向にあるということがありますので、そういうところについては水質の維持向上が図れるような基準を設定していくということで、その水質の流域の畜舎の状況、あるいは事業場の状況等を昭和50年に条例を設定した時点からの推移を見た上で、河川の水域については見直してございます。ですから、この水域ごとに区分けされている水系については、同レベルの水質を維持したいという状況です。一番厳しいのは都市河川のほうが厳しいですので、そこはある程度そういう区分けをしている状況です。

○赤嶺昇委員 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 概要の経過措置のところですが、現在の排水処理施設では改正条例の排水基準に適用する排水が困難と思われる一部の事業場については、当分の間、現行基準を適用するというようになっておりますが、これは一律の基準で放置しておくということですよ。皆さん方が上乘せするというものについては、より一層基準を高くして排水についてはよりクリアにしようということなんでしょう。予算措置ができないから、このまま放置しておくというように理解していいのですか。

○久田友弘環境保全課長 昭和50年にこの上乘せ排水基準を国場川、比謝川からスタートしまして、目標の川まで昭和54年までやりました。それから30年以上経て、どちらかと言いますと今の上乗せというのは昭和40年代あたりを背景にしてつくられたという形で、その当初は非常に緩やかな基準できている。現在、いろんな法整備、いろんな環境意識に係るものの中で事業場の排出もかなりよくなってきたということで、従前の緩やかな基準については一律排水基準まではぜひともお願いしようというところが一つのメルクマールという形にしておりまして、さらにそこら辺がやる経過措置の1つの考え方です。それから今おっしゃいましたようにこういう水環境を求める県民の声も大きいものがあるわけですので、私どもとしましてはそういった経過措置の事業場におきましても、やはりできるだけ1日でも早くそういったものにできるような支援、指導をしていく必要があると考えています。

○翁長政俊委員 一律排水基準では健康上、生活環境上の問題があつて上乘せ

をしていく。皆さん方はこの条例をつくって、皆さん方のところで予算はあるのですか。これはほかの部署と連携をとって改善をするという改善策しかないのですか。皆さん方は条例をつくるだけですか。

○知念建次文化環境部長 この上乘せ排出基準、一律排出基準もそうですが、基本的には規制を目的としています。これに伴って、例えば施設の補助あるいは施設を改善するための何らかの予算措置ということの想定はしておりません。ある面そういう分については、先ほどの農林水産省の事例にもありますが、養豚事業については補助ができる仕組みがございますので、この条例では予算を条例上措置しているという状況にはございません。あくまで規制の案、基準を示しているということです。

○翁長政俊委員 現状の環境をよくするためには規制が必要ですから、規制はかけるのが当然なのですが、規制をする以上ソフト面で、ある意味支援策がないといけないわけですよ。皆さんは規制をするが、これを改善するための予算措置がないと。予算措置をするには他の部局、例えば農林水産部と連携をとって、改善を行うよう指導すると。実際農林水産部と皆さんで連携プレーして、どれぐらいの改善がされたか実例はありますか。

○久田友弘環境保全課長 とりわけ畜産業に関しては農林水産部との連携が非常に重要でして、実際に現場のほうでは福祉保健所と家畜保健衛生所が連携して指導に入っていきます。それから我々のほうでは畜産課のほうと絶えずそういう話もしながらやってきておりますし、特に今回の上乘せ排出基準の設定については、私どもとしては農林水産部の意向もしっかりと踏まえながら、そういう対応をしてきておりますので、今後も関係部局との連携は非常に重要と考えておりますので、引き続きそういう体制をつくりながら、対応していきたいと考えております。

○翁長政俊委員 農林水産部関係については特に養豚業、さらには畜産業ということになりますが、実例として養豚排水の改築に対して、新しい基準ができたわけでしょう。私が知っている範囲では、素掘りをして、そこに排せつ物を放り込んで、雨が降ったらあふれて環境汚染を起こしていたという事例も多々あったわけですよ。これが新しい基準ができて、かなり改善は進んでいると思うけれども、あれは正直言って農林水産部がやっている事業であって、皆さん方の指摘によってやっているわけではないでしょう。問題は連携プレーですよ。

皆さん方が現状を把握して、摘発というか、チェックを入れて、改善させるためには、これは言葉で言ってもうまくいかないことですよ。やはり予算が伴って改善できるような、国の補助制度があるというお話がありましたが、さらには県で県単独事業でできる補助制度があるのであれば、そういったものを入れて改築をする、直していくと。行動や指導だけではなかなか現場は直らないわけですよ。現場というものは、生き物を養っているわけですから。皆さんの指摘によって、はいそうですかと言って、家畜排せつ物を放置するわけにはいかないですから。こういったものを含めてしっかりと連携プレーをとってやられているかというのが、私が一番危惧しているところなんです。皆さんのところにもしかるべき予算があって、農林水産部や土木建築部に予算がありますよ、だから私たちは指摘してこれを改善させますということではなく、皆さん方にもある程度の予算があって、緊急を要するものについては皆さんのところで把握したものは改善をやっていくと、こういった二重三重のチェックが働かないとなかなか皆さんが言うような上乘せ排水基準をレベルアップしていくということになると厳しいのではないかと。条例はつくるが中身が伴ってこないのではと心配を持つわけです。これは文化環境部長どうですか。

○知念建次文化環境部長 先ほどお答えしましたが、我々は規制条例という形の認識で対応しており、確かに現場サイドは環境保全課長が話しましたように、家畜保健衛生所と福祉保健所のうちの衛生部門で個々に畜産農家に行って、助言等については日常的にやっていて、そういう面では状況把握というのはされていると私は思います。それを委員がおっしゃるようにいかに予算につなげるかということに関しては、今の仕組み上は確かに農林水産部の補助の仕組み、家畜保健衛生所は農林水産部の出先機関ですし、そこにいわゆる排水処理施設を改善する必要があって補助が必要な分については、我々も畜産課と連携をとりながら補助の仕組みなど入れて、やれるような仕組みを我々も連携してやっております。もう一つ、我々自身が予算をとということに関しては、確かに今厳しい状況で、わかりましたと言うわけにはいかない状態ではありますが、連携だけはずっと保って、個々の現場と本庁サイドでうまく連携をとって、基本的には維持管理の徹底が第一義的な部分ですので、今後とも持続してやっていきたいと考えております。

○翁長政俊委員 この経過措置の部分ですよ。事業場については当分の間現行基準を適用するということになってはいますが、上乘せをしなくても生活環境上さほど問題がないととらえていいのですか。皆さん方はクリアするために上乘

せするわけでしょう、これは1日も早い改善が必要ではないの。

○知念建次文化環境部長 確かに御指摘のとおりです。ただ今の状況で一部の事業場についてこの基準を適用するのはかなり厳しい状況がありますので、そこは維持管理であり、あるいはできたらこの3年の周知期間の中で改善策等の処置ができるような状態までもっていけたらと思うのですが、今すぐこの条例を適用することについてはやはり厳しさがありますので、そこは改善措置がとられるまでは現行の基準でやっていかざるを得ないのではないかということです。

○翁長政俊委員 事業場にも説明して了解は得られたのですか、このエリアは。事業場にとっては経営が厳しくてなかなか対応ができないという部分が出てきますよね。しかし皆さん方は事業場に説明をしてこれをかぶせていくのですから、かぶせる段階で事業場は経営の問題がありますから、簡単にそうですかと、施設の改善は厳しいと思うのよ。そこに先ほどから出ているように、何らかの形で補助事業とか入れていって、うまくソフト部分でカバーしてあげないと、この条例はなかなか皆さん方が思っている形で具現化できないのではないかと。事業場の改善だけに任せるんですか。事業場が経営がよくなったときに改善してくださいと。3年間でなかなか経営がうまくいかずに、それでもできないという事業場が出てくるはずですから。

○知念建次文化環境部長 各農業団体や個々の事業場の一部については当たってございまして、そういう面では8割以上は今の基準で十分対応可能な部分がございます。例えば先ほどの製糖工場につきましては、施設を改善しないと基準にはいかないだろうと。そこは施設を改修するときには基準に合うようにやってくださいと。それまでは今の基準に合致するようなことをお願いしますという対応をせざるを得ない部分が確かに残ってございます。ただそこはある程度期間をかけて、改修が入るときにはきちんと基準に合うような施設をつくっていただくということをずっと監視指導をやりながら、水質環境をよくしていくということを考えておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○翁長政俊委員 最後に、やはりこういう条例をつくる以上は、効果的な条例じゃないといけないわけですよ。皆さん方が改善を指摘した部分についてはいかに早く改善できるかというところを、行政側でサポートできる部分は積極的にサポートしていくべきなんです。そうでないとこの条例の目的は達成できま

せんから。そういう意味では相手の改善待ちではなくて、こちら側からサポートできるような、探せばいろいろなメニューがあるんじゃないですか。幾つか抱き合わせでもいいからこういったものをクリアできる積極的な対応が必要だと思いますよ。ここだけは指摘して終わります。

○赤嶺委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 排水基準の見直しについて、上乘せの排水基準を適用しようとするわけですが、この9つの河川と5つの海域、上乘せしようという背景をもっと詳しく。例えば河川の水質が悪化しているとか、周辺の環境が悪くなっているといった理由があるからですか。それとももっとよくしようということで、この基準を適用しようということなのかお聞きします。

○久田友弘環境保全課長 上乘せする9つの河川と5つの海域がありますが、海域についてはおおむね良好です。ただ那覇港の河口のほうで少し悪いというところは改善を図っていかないといけない部分があります。それ以外の、河川についても、少なくとも上乘せ排水基準を適用した昭和50年代に比較すると、相当程度よくなってきております。河川の水質状況を評価するランクがありまして、AランクからEランクまであります。その中でできるだけ上位のランクに上げていこうということが私たちの1つの目標と考えておりますので、やはりよりよい水環境を保全していくという観点から、今回やっているわけがございます。ちなみに達成状況は河川によって違いますが、天願川あるいは我部祖河川、報得川あたりが未達成の状況というところです。

○奥平一夫委員 河川海域の水質が悪化してきているからというのが大きな理由と理解しておりますが、ちなみに一律排水基準はクリアしているのですか。

○久田友弘環境保全課長 先ほどの川の場合は、環境基準といってより望ましい生活環境を保全していくという1つの基準ですが、一方それを達成していくためにはこういった事業場や生活排水を、適切に排出していかないといけないということで、特に事業場に関しては排水規制をかけているわけです。そのときの基準が排水基準なんです。我々が河川の状況を把握している場合には、環境基準に基づいてランクも照らし合わせながらやっていくということです。

○知念建次文化環境部長 最初の質疑になってしまうかもしれませんが、9河川の状況、例えば国場川、比謝川及び天願川水域それから羽地大川、我部祖河川、報得川水域及び源河川、平南川及び大保川水域の3つの水域に分けているのは、国場川、比謝川及び天願川については、基本的に大きな市街地を抱えているということ、農用地の広がりがあることで、羽地大川、我部祖河川及び報得川については流域の多くが農用地という状況があると。養豚事業場以外の特定というのが少なく、基本的に農用地が多い水域であると。源河川、平南川及び大保川は御存じのように自然が多い水域で、ある面きれいな川ですので、そのように分けてそれぞれに基準を設けて、きれいなところはそれを維持していくという考え方で基準を定めているということでの水域の分け方です。

○奥平一夫委員 水質を調べていく中で、特に水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量BOD、化学的酸素要求量COD、浮遊物質SSの5つの基準を設定して上乘せしようというわけですから、特にその部分が悪いということ特定して、そこの基準を上乘せしてやろうということですか。

○知念建次文化環境部長 例えば国場川、比謝川は市街地を抱えていることもあり、上流部分については養豚場等もあります。それを一律でいきますと、一律排水基準後の厳しくする上乘せですので、一律でやっていくとそこの水質はなかなか維持されない状況があると思われるので、この3河川の水域についてはある程度汚れが進んでいるところですので、より厳しい水質基準を設けて浄化を図っていく必要があるのではないかとということ、逆に源河川、平南川については非常にいい状態ですので、この状態は上乘せをしても大丈夫な状態を維持していかなければいけないという考え等がございます。

○奥平一夫委員 公共が携わっているし尿処理施設やあるいは下水道終末処理場についても基準を強化するといいますが、これまで大きな団地等では巨大な合併浄化槽で処理したり、新しい施設については公共下水道につないでいくということもあると思いますが、これまで合併浄化槽等で基準を満たさなかったという検査結果の事例はあるのですか。なぜ下水道終末処理場や公共施設の合併浄化槽等の基準を強化しようということになっているのか、理解できにくいので説明いただけますか。

○久田友弘環境保全課長 合併浄化槽は集合処理という形で特定施設の中でもかなり重要な位置を占めておりまして、そこから出る水もしっかり良好な水に

しないといけないということで、これまで調査もしておりますが、水素イオン濃度 pH は汚れの度合いに最もシフトして大きいのは、生物化学的酸素要求量 BOD と言いましてこれは河川のほうで使う仕様、それから海域では化学的酸素要求量 COD と言いまして化学的酸素要求量ありますが、それを見てもややそれを上回る場合があったとしても、私どもの改善の中で改善命令までに至るところはなくて、指導の範疇でそういったものが改善されているという状況です。

○奥平一夫委員 公共施設における処理場等は、ある程度行政がしっかりやっているので問題はないかと思いますが、問題は家庭の合併浄化槽にあると思うんです。たまに電気をとめたりという家庭があると聞いていますから。そういうことで、そういう事例はなかったと理解してよろしいですか。

○知念建次文化環境部長 先ほど環境保全課長が答弁したとおりでございます。もう一つは浄化槽に関連してですが、浄化槽法の改正がいつか確認できていないのですが、浄化槽法の改正が昭和50年代以降あり、今回は法改正にあわせた形も合わせて中に入れておりますので。

○奥平一夫委員 浄化槽法が改正されたということですが、合併浄化槽の機能はある程度クリア度は高いですよ。もともと浄化能力が高くて規制の対象にならないくらいのところ、それをまた基準を上げないといけないほどのものが出てくるのですか。

○知念建次文化環境部長 処理施設等については浄化槽法の生物化学的酸素要求量 BOD の基準に並べていっているということです。浄化槽法の改正が平成17年にされたようでして、今回の改正は法改正にあわせた形の改正でございます。

○奥平一夫委員 私はいつも塩素イオンの問題で久田環境保全課長とはよく議論もしてきたのですが、水質汚濁防止法ですから、そこで定められた物質がいろいろあるのですが、塩素イオンというものが、例えば上乘せ基準の中で、宮古島という地下水に飲料水を頼っている地域で、規制が必要なものだと言ってきたものから、塩素イオンをこの中に取り込めないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○久田友弘環境保全課長 この基準は国の水質汚濁防止法第3条第3項に基づいて、上乘せ排水基準を知事のほうで設定していいですよと、その際に条例で決めていくということですが、基本的には国のほうで生活環境項目、水素イオン濃度、あるいは生物化学的酸素要求量等幾つか指標がありますので、それについてどうしても項目として当てはめていくとなりますので、今おっしゃるような塩素イオンに関してするということまでには至っていないということです。

○奥平一夫委員 今温泉の掘削が県内でも申請が出ていて、実際に作業が進んでいるところも出てきています。温泉排水もこれから気になるところではあるんです。温泉は本土では河川に流していくから大丈夫なんでしょうけど、宮古島みたいに飲料水を地下水に頼っているところでは非常に気になるんです。しかし県として温泉掘削についても容易に認可を与えていて気になるのです。そういう意味では規制も必要かなと思ひ今の質疑をしました。確かに法律を変えないといけないということなので、無理と承知しておりますが意見だけ述べて終わります。

○赤嶺委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 この条例は3年を経過した日から施行するとしております。経過措置の中で、基準適用前に設置していた養豚事業場については、施設規模にかかわらず、当分の間、一律排水基準を適用するとうたっていますが、先ほどの文化環境部長の説明で、養豚業については維持管理をしていけばクリアできるという説明があるのに、なぜ当分の間なのかという思いがするんです。そのあたりどうなんですか。

○知念建次文化環境部長 逆に言いますと今維持管理が適正に行われているかについて我々はその事業場に疑問をもっていて、改善をする必要があるというのは感じています。それで今すぐということになってきますと、維持管理する上でも人の要素あるいはどれだけ維持管理に農家が時間を費やせるかとかも含めて、いろいろ要素があるかと思ひますので、そこは排水処理をきれいにできるような維持管理、畜産農家ですと畜産を育てることプラス排水処理や環境まで考えられる状態まで意識を持っていってもらえないかと、ある面時間がかかりそうな要素もありますので、経過措置もうたわざるを得ない状況があり

ます。維持管理については一朝一夕にできる維持管理かは少し気になるところではございます。

○渡嘉敷喜代子委員 公布の日から起算して3年間の猶予期間をもっているわけですよね。その3年間で維持管理ができないということは想定されているわけですか。

○知念建次文化環境部長 できるなら周知期間の間に直していただけたら、3年後には基準が適用されることになりますので、いい状態にもっていったらと希望はしています。その間放置するということではございません。当然家畜保健衛生所あるいは福祉保健所等と連動して指導、助言等は継続してやっていくつもりです。

○渡嘉敷喜代子委員 あと1点ですが、製糖工場については施設を整備しないといけないということでもかなり難しいという説明がありました。先ほどの説明で、改修時に施設改善をすればいいということを行っていますよね。では改善するまでの期間というのはどれくらいの期間になるのか。製糖工場についてもかなり経営が厳しいわけでしょう。本当にその中でどれくらいの期間改修ができるのかも定かではないわけですよね。そういう思いでこういうことを施行していく上で、かなり無理が出てくるのではないかと思うのですが、そのあたりどうお考えですか。

○久田友弘環境保全課長 砂糖製造業あるいは紙製造業それから畜産食肉製造業については、具体的な今現在の基準ですが、砂糖製造業ではBODという指標によりますと、20ppmというのが新しい改正基準です。現行の基準は30ppmですので、それほどかけ離れてはいませんが、やはり10ppmを上げるということについてはそれなりの改善が必要だと言うことです。それから紙製造業についても新しい条例では60ppmを求めています、現行では80ppmということになっていますので、その差をやはり頑張っていたらこうということです。

○渡嘉敷喜代子委員 その差の部分を事業場がどうやってクリアしていくのか、どんな努力ができるのか、皆さんはそのあたりどの程度期待できるのか、今文化環境部長の答弁の中で、施設の改善をするときにクリアしていったらほしいというのがあるものですから、ではその間基準値にもっていくまでの間放置

していいのかという思いがするんですよ。

○久田友弘環境保全課長 それについては当分の間というのが最大にして新しい水処理施設の改善を念頭に置いておりますが、もし事業者のほうで事業者としての自助努力の中で、そういったものが改善されることを我々はもちろん期待しているわけですから、ましてやそれを放置していくということではなく、指導しながら、水の状況もしっかり監視しながら状況を踏まえて対応していくべきだろうと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 行政側も問題にしているのは製糖工場や製紙工場のことについてですよね。ですからそのあたりは規制していかなければならない部分が多いわけですから、せっかくこのような条例も制定している以上、行政側としてどう指導、改善させていくのか責任も伴ってくると思うんですね。猶予期間は3年置いていますが、そのあたりはもう少し猶予期間を置くとかできないのか。この当分の間というのが気になるんですよ。そのあたりもう少し検討していく必要があるのではないかと思うのですがいかがですか。

○知念建次文化環境部長 例えば先ほど環境保全課長が説明した30ppmという砂糖製造業の基準ですが、今現在その基準は砂糖製造業の排出についてはクリアされております。30ppmを20ppmにまで環境基準を上げたいということについては、今の施設では厳しいというのわかりますので、今の砂糖製造業の施設で30ppmはきれいにクリアされておりますので、そこをもっと上げるには施設の排水処理施設の改修が必要だろうと。そこは排水処理施設を改修するときには基準に合った形にしていただけでないか、ということの経過措置でございまして、砂糖製造業が30ppmを超えて排出している状況ではございませんので、そこは御理解願いたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 2点だけお願いします。今の一律排出基準よりも上乘せをするわけですから、上乘せをした場合にどれぐらい排水水質がきれいになるのか。先ほどAランクからEランクとおっしゃっていましたが、どれぐらいアップするそれぞれの3カ所でしょうかという予測を持っているのですか。今の施設がそのままだということ。

○久田友弘環境保全課長 この改正に当たりましては、我々のほうもいろいろな事業場の水質検査の結果も踏まえながら対応してきたのですが、やはりそういう事業場排水が処理水質が相当向上してきているという現状も踏まえながら、今回は見直しをしておりますので、その新しい改正基準になった場合に関してはもちろんそういった河川の浄化に寄与するものと考えておりますけれども、これが定量的にどうなるのかという場合は、その地域においては生活排水であるとか、小規模事業場の排水などいろんなファクターがありますので、そこら辺についての中での定量的なものに関してはよくわからない部分もありますが、いずれにしても河川の浄化に寄与すると考えております。

○比嘉京子委員 今おっしゃった答弁は、今よりもよくなるだろうという見通しはあるけれども、特にEランクから何ランクになるような具体的な見通しは持ってないという理解でよろしいですか。

○久田友弘環境保全課長 今、県内の主要な河川につきましては、農業、集落の場合については別ですが、沖縄本島中南部の河川の場合はやはりそのほうには相当の人口が集中しておりますので、先ほど下水道の話もありましたが、下水道の接続率の話や下水道区域以外のところでの生活排水対策も相当量の負荷、汚濁化源になっておりますので、やはりそういうような生活排水対策もあわせて実施していくということが最も肝要ではないかと考えております。

○比嘉京子委員 もう1点お聞きします。これからつくられていく業者についてですが、今の水質汚濁にかかわる今挙がっている、例えばクリーニング業、養豚業、畜産業というような業種の方々が新たに立ち上げようとする場合、今の水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例に見合うような施設設備を整えてもらわなければいけませんよね、これからの場合。そのときに他の皆さんの部署との連携は、県の条例にあるからということでの部署でも当然にそれを守ってもらうような指導というのはなされると理解しているのですか。

○知念建次文化環境部長 基本的に今から養豚場の排水処理施設をつくるにも、あるいはほかの事業上で排水処理施設をつくるにしても、クリアでできるような処理施設になっているというのが現状です。ですから、そこは今から新しくやる分については単に基準に合うだろうと我々は思っております。それだ

け進んでいる排水処理施設については、先ほど浄化槽の件もありますが、それだけクリアにされている状態は現実にございます。問題なのは、今までずっとある分をいかに改善させていくかということですが、この水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例も昭和50年に制定されて今回のものですから、結構長い間のところで施設関係が改善されているものですから水質的にはそれに伴ってかなり改善されていますので、改善された状況に合わせて基準を強化していこうというのが一つの趣旨です。ですから、新たにやる分については我々としては、よっぽど悪質でない限り大丈夫だと思っております。一つ言えるのは、下水処理場との関係がありますが、下水処理区域に既にあるところにつくる分については問題ないと思います。新たに処理区域になる分については、従来の処理区域である今の状況とまだ処理区域ではない状況と違いますので、そこは経過措置を打つ必要があるという打ち方をしています。そういう面では、処理区域だと承知の上で入れる施設については当然に処理区域に合わせた施設ができてきますし、この基準の中の区域の分については、今からの分については合ってくるだろうという理解をしています。

○比嘉京子委員 大規模の場合はもちろんありますが、自然発生的に例えば二、三十頭の施設という感じで出てきたときに、届け出がいるのかいないのか、またそこが自然発生的なのか何なのかということで、目が行き届かないということも可能性としては残されているだろうと思うんですね。これだけ離島県が多いわけですから。そういう意味で言うと、大規模につくるところにはきっと目が行き届くのは当然のことと思いますが、そういう小さな家業的にやっっていこうという場合には、なかなか見落とされていくというときに、他の部署との連携も含めてやっぱり必要なかと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 1点だけ質疑をさせていただきます。概要の中で排水基準の見直しについてとあるのですが、7項目挙げられていて一番下の部分ですが、現在適用区域内に存在しない特定事業場（パイン工場等）とあるのですが、その特定事業場の区分の整理をすとなっておりませんが、その整理の仕方は皆さんはどう考えているのか、そのあたりお聞かせ願いますか。

○久田友弘環境保全課長 区分の仕方ですが、8ページを参考にしますと国場

川、比謝川、天願川に関する上乘せ排水基準ですが、ここの左のほうに特定事業場の区分というものがあります。この区分は基本的に現存している施設について区分していきまして、これから出るだろうと想定される施設はそれ以外の施設というような形の区分をしており、例えば天願川でしたら、その中には果実缶詰工場があったのですが今回の分に関しては、それは削除しましたということです。今後こういう事業場が出てくる、あるいは新たな事業場が出てきますが、そういったものに関しては9ページの上のほうですが、2つの段落目で令別表第1各号云々というのがありまして、養豚事業場、砂糖製造事業場、豚房排水処理施設設置事業場外の特定事業場では排水水量が20立方メートル以上のものという感じで、今現存するものに関しては具体的事業場の区分を表示しておりますが、今ないものに関してはそれ以外の事業場という区分をさせていただいているということです。

○佐喜真淳委員 これは区域内、要するに別表に出ている対象地域外のものでも当てはまるということですか。

○知念建次文化環境部長 今回の久田環境保全課長の説明は、旧条例で区域内に缶詰工場があったんです。缶詰工場がなくなったわけです。この条例はごらんのとおり水域が特定されておりますので、その地域にどういう事業場があるかという把握がなされておりますので、改正のときにあの当時はあった缶詰工場というのは今現在なくなっておりますので除きます。ただ、同じようなものが今後出てくる可能性がありますので、缶詰工場という果実工場ということでパイン工場を表示しています。そういう表示はなくして、その事業場の区分を整理していきますよという意味のものが7項目の最後で言っている意味です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 このパイン工場そのものの基準ではなく、天願川区域の基準に組み入れるということですか。

○知念建次文化環境部長 水系の中に缶詰工場があって、その排水基準についてはこれこれ以下にしてくださいという定めをしたわけですが、御存じのように砂糖業や果実工場は規模が大きいものですから、それなりに見た上で表示を

して持っていくわけですが、それがなくなったものですから今回省きますよと言っているわけです。水質の基準を水系ごとにどういう水質の基準を持っているかということをもまず一つおきまして、それに現存する大規模な事業場という分についてはもう一つの視野を入れての改正をしているということです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 日常的に排水しているものではなく、例えば比謝川水系の部分で経験があるのですが、今は改善されているかどうかはわかりませんが、養鶏の場合は野積みする可能性があるんですね。鶏糞を野積みして、乾燥しているときには排水はないんです。ところが雨が降ったり、野積みですから水分を含むときに流れ出るといときに、日常的にないのですが、そういう可能性が出てくる。相当汚水されて排出される可能性があるところは、ここではどうなりますか。

○久田友弘環境保全課長 そういったものに関しては、いわゆる素掘りで掘ってそこに置いてあるとか、あるいは屋根がなくてそういった水が入ってくる場合がありますと、やはりそれは不適切な施設となりますので、これは平成11年から家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律ができていますが、その中でも具体的な構造指針、管理基準がありますから、それに沿って対応していくこととなります。

○桑江朝千夫委員 その部分で指導していったって、この条例の前に解決していく作業が出てきているということでもいいわけですね。

○久田友弘環境保全課長 基本的にはそういう形になります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。
よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。
次に、乙第4号議案沖縄県生活環境保全条例について審査を行います。

ただいまの議案について、文化環境部長の説明を求めます。
知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 乙第4号議案沖縄県生活環境保全条例について御説明いたします。

初めに、本条例案を制定する経緯と必要性について御説明いたします。

県は、沖縄県公害防止条例で、工場及び事業場からの公害の防止に関し、必要な事項を定め、産業型公害の防止の施策を講じてきておりますが、公害問題の態様が産業型公害から都市生活型公害へと変化してきており、また、生活環境の保全等のためには、事業活動及び日常生活に伴って生ずる環境への負荷を低減する施策を推進することが必要となっております。

こうした環境をめぐる状況が変化してきたことを踏まえ、現在及び将来にわたって、県民の健康を保護するとともに、良好で快適な生活環境を保全していくためには、現行の沖縄県公害防止条例の公害に係る規制措置を見直すとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会に変えていくために、事業者及び県民の取り組みについて定めることが必要となっております。

このことから、県民の生活環境の保全等に関する施策を推進するため、沖縄県公害防止条例の全部を改正し、沖縄県生活環境保全条例を制定するものでございます。

それでは、議案書に沿って条例案の説明をさせていただきます。

まず、本条例の構成でございますが、目次（19ページ）をごらんください。

第1章総則におきまして、第1節通則、第2節県、事業者及び県民の責務等を定めております。

第2章生活環境の保全等に関する規制等及び第3章環境への負荷の低減の2つの章ですが、これらの章を本条例の大きな柱として、生活環境の保全等に関する施策を推進し、県民の健康の保護及び良好で快適な生活環境の保全を図ることとしております。

第2章においては、第1節大気の保全に関する規制及び第2節水質の保全に関する規制として、現行の沖縄県公害防止条例における工場及び事業場から発生する公害に係る規制について、関係法の大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の規定内容に即して整理した上で、引き続き規制することとしております。

そして、新たに、第3節土壌汚染防止に関する措置を加え、特定有害物質等を取り扱う事業場における土壌汚染の拡散を防止する観点からの措置を規定することとしております。

また、新たに章を設けました第3章においては、第1節環境への負荷の低減

のための行動指針及び第2節事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減のための措置として、環境負荷低減のための行動指針を示し、事業者の自発的な創意工夫による計画的なエネルギー使用の抑制、廃棄物の循環的利用の促進、自動車の運行に伴う環境への負荷の低減などを図ることとしており、県民、事業者及び民間団体並びに県の連携・協力による取り組みを促進していきたいと考えております。

では、第1章総則、19ページについて、御説明いたします。

第1条で本条例の目的、第2条で用語の定義を定めております。

また、第3条から第6条までは、県、事業者、県民の責務、そして県、県民等の連携協力について、定めております。

次に、22ページの第2章生活環境の保全等に関する規制等について、御説明いたします。

まず、第1節大気の保全に関する規制（22ページ）では、ばい煙に関する規制と粉じんに関する規制を定めております。

ばい煙に関する規制（22ページ）については、排出基準、ばい煙発生施設の設置の届け出、ばい煙の排出の制限等を定めております。

26ページの粉じんに関する規制については、粉じん発生施設の設置等の届け出、基準遵守義務、基準適合命令等を定めております。

次に、27ページの第2節水質の保全に関する規制では、排水水に関する規制と赤土等の流出による水質汚濁の防止を定めております。

排水水に関する規制（27ページ）については、排水基準、汚水等排出施設の設置の届け出、排水水の排水の制限等を定めております。

30ページの赤土等の流出による水質汚濁の防止については、赤土等の流出による水質汚濁の防止措置は、平成7年に施行した赤土等流出防止条例で定めるところによる旨定めております。

次に、30ページの第3節土壌の汚染防止に関する措置については、特定有害物質等の管理状況に関する点検、土壌基準に適合しない土壌の特定有害物質による汚染の届け出等、汚染対策の実施に対する指導等を定めております。

このように、第2章においては、大気の保全及び水質の保全に関して規制するとともに、土壌の汚染防止に関する措置について定めております。

次に、31ページの第3章環境への負荷の低減について、御説明いたします。

まず、第1節環境への負荷の低減のための行動指針（31ページ）では、県民及び事業者について環境負荷低減のための行動指針を定め、一定規模以上の特定事業者については環境負荷低減計画の作成等を定めております。

次に、32ページの第2節事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減で

は、第1款事業活動に伴う排水対策の推進、第2款生活排水対策の推進、第3款自動車の運行に伴う環境への負荷の低減を定め、日常生活や事業活動における自主的な取組が進むことを目指しております。

次に、35ページの第5章罰則について、御説明いたします。

この罰則は、第2章の対象となる、ばい煙発生施設等を設置する者について、第2章の規定及びこれによる命令等の違反に関して適用することとしております。

また、第4章補則の公害防止担当者の選任、報告及び検査等の規定についての違反に関しても適用があります。

なお、本罰則については、基本的に、関係法の大気汚染防止法及び水質汚濁防止法等の罰則に準拠し、設定しているものでございます。

最後に、本条例の施行期日についてですが、36ページの附則第1項のとおり、平成21年4月1日から施行することとしております。

以上、乙第4号議案について、御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 概要を見ておりますが、沖縄県公害防止条例の公害に係る規制措置を見直すということではありますが、旧条例に定めていた公害というのは新しい条例の中にすべて網羅されていますか。挙げていただきたいのですが、よろしく申し上げます。

○知念建次文化環境部長 沖縄県公害防止条例の改正の状況ですが、沖縄県公害防止条例のうち騒音に係る規制、悪臭に係る規制につきましては、その範囲等が市町村による規制が可能な範囲だということもありますし、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の制定を受けて騒音規制法、悪臭防止法も改正されたことと相まって、その騒音に関する規定、悪臭に関する規定についてはその生活環境保全条例から除外しております。その他の大気に関する規定、水質に関する規定については見直して継続して規制することとし

ております。

○西銘純恵委員 除外をしないでそのまま本条例に定めることはできるでしょうか。

○久田友弘環境保全課長 知念文化環境部長のほうからございましたが、騒音と悪臭につきましてはそれぞれ騒音規制法と悪臭防止法という法律がございます。その法律の中で騒音を発生する施設については特定施設と位置づけて、これに一定規模以上の施設については規制していこうという趣旨になりますが、この両方の法律の規制の大きな枠組みとしては、地域の指定と規制基準の設定については県知事のほうで行う。そして、具体的に工場事業場から出る騒音、悪臭についての規制に対する、例えば届け出であるとか、基準の遵守、そういったものを通して市町村のほうで指導したり、改善命令をするという具体的な事務は市町村のほうでやるということが法律の一つの体系でございます。そういう中で私どもはこれまで市町村のほうともいろいろと会議を開いてきたり、勉強会も開いてきました。その中で騒音に関しては、騒音の苦情というものが30年間、従前は工場事業場とあったのですが、最近では家庭、アパート、サービス業など大きく変化してきているという状況で本来規制すべきところの工場事業場からの騒音の苦情というのがほとんど減ってきたというのが背景にありまして、そういうことであればより地域で身近な環境問題に関しては、市町村のほうで役割分担しようということになったわけです。そして市町村でなかなか対応できないような事案も想定されますので、市町村でそれが困難な事案については県のほうも支援していくという形で条例の中にも整理をして、基本的に市町村のほうも了解をいただいているというところです。

○西銘純恵委員 カラオケ騒音など身近にあるのは騒音、悪臭の方が苦情が多いのではないかと思います。それで市町村で対応できないのは本条例にと今答弁がありましたが、本条例のどこにあるのでしょうか。

○知念建次文化環境部長 本条例第49条で公害防止に関する勧告で、「知事が健康または生活環境に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、当該公害を発生させている者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる」といううたい方をしております。第3条第2項で、「県は市町村と連携協力して施策を実施するとともに、市町村の行う生活環境の保全等に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる」という規定を設けております

ので、基本的に騒音、悪臭等については先ほど久田環境保全課長から説明がありましたように、基本的な考え方は役割分担をしていきたい。役割分担をする上で市町村の対応が困難な分については県が支援する仕組みはそのまま残していこうということがこの条例で体系づけている考え方です。市町村で対応が困難な分については、県の福祉保健所や本庁サイドなどで市町村との連携を図っていくという考えであります。

○西銘純恵委員 その規制の基準は知事が定めるということをおっしゃりながら、市町村と分担するとあるのですが、ただほかの粉じんやばい煙はこの条例に残されたものと、この2つの騒音、悪臭について分離をした、県条例から除外したという理由が役割分担するというだけではなかなか理解できません。結局、県条例があって、市町村条例があって同時にきちんと指導にしても改善命令にしてもできるようにするというのがこの本条例をつくる目的にもかなっていないのではないかと思うんです。これについてはまだ理解できないのですが、一応質疑はこれで終わります。

次に、事業場からの規制というのが条例の内容ですよね。個人との関係では全体的にどうなっていますか。

○久田友弘環境保全課長 騒音と悪臭は基本的には、先ほど申し上げましたが法律においても工場事業場から発生する騒音ということになりますので、そのときも一定規模の特定施設、例えば圧縮機や送風機などから出るものについて規制をしていこうということになるわけですが、その対応というものが従前のそういったものから最近の騒音苦情の傾向を見ますと、やはり個人やアパート、サービス業のところの部分が相当占めてきているという形で、そういう地域に密着した行政というものは市町村のほうで対応していくという基本的なスタンス、これは地方自治法の趣旨にも合うと思いますが、そういった部分と県のほうはより広域的な部分に関して市町村をまたぐようなものに関して仕事をしていくと。ただ、この騒音、悪臭に関しても事案によってはなかなか市町村だけでは困難な事案というのも我々は想定しておりますので、そういった事案が発生したときには市町村と連携して事に当たっていく。そのために先ほど知念文化環境部長からありましたように、条例第3条と第49条の方で一定の条項を設けて担保しているというところです。

○西銘純恵委員 米軍基地の公害に関してはどのように取り扱うのでしょうか。

○知念建次文化環境部長 米軍基地については日米地位協定がありますし、国内法の適用がない法体系ですので、米軍基地に対してこの条例の適用はございません。今、日米地位協定と発言しましたが、ある面環境条項については日米地位協定でまだきちんとなされていないと我々は認識を持っておりますので、その辺は日米地位協定の抜本的な改正というのは県から要望、要請をしております。それとも相まってそうですが、もう一つは例えば油流出であり、あるいは航空機騒音については、油流出であったときにはその都度きちんとして抗議、要請をしておりますし、ある面立ち入りについても一去年の嘉手納基地の油流出についても要請しております。それはその都度きちんとして対応はしていきたいと考えております。それは条例云々ではなく、米軍基地に対する環境基準、環境保全を図る上で必要な分については今後ともそういう行動はとっていき、要請もしっかりやっていきたいと考えています。

○西銘純恵委員 日米地位協定に定めていないと言われたのですが、結局は本条例で定めている事業場は、米軍基地との関係で言えばとても比較にならないような事業場なんです。米軍基地というのは沖縄本島の20%の面積がありますでしょう。米軍機の騒音ではなく爆音が一とても我慢できない限度を超えている爆音があるわけです。これに関してこの条例の中で定めることはできないのでしょうか。

○知念建次文化環境部長 いわゆる米軍に対して国内法の適用はされないというのが今の国際法上のルールだと思っておりますので、そういう意味では非常に困難であると考えております。

○西銘純恵委員 国内法の適用外だと言われたのですが、沖縄県条例で定めるということに関してできませんという根拠はあるんですか。

○知念建次文化環境部長 一つには、実効性の担保がされないのではないかと思っております。

○西銘純恵委員 きちんと答えていないのですが、実効性の担保ができないと言われましたが、条例を定めることができないということがなければ定めて、そしてそれが実効性がないということが後でまた明らかになればいいじゃないですか。定めることができるのであれば、堂々と定めるべきじゃないですか。

○知念建次文化環境部長 沖縄県生活環境保全条例で改正を提案している意図につきましては、粉じん、ばい煙、水質汚染について規制を図ることより、よりよい環境の実効性を確保したいというのが条例の体系上必要かと思えます。そういう意味では条例の体系として、実効性が担保できない形で条例に打つということについては、ある面ふさわしくないのではないかと考えております。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時19分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 午前中、答弁をいただきましたがちょっと定かではないのですが、本条例で米軍基地の騒音について定めることができないかということに対して、知念文化環境部長は実効性を確保したいので、実効性が担保できないと言われたのですが、私は嘉手納基地ももちろんですが、普天間飛行場も最近では爆音訴訟の判決が出て、400名近くの皆さんが爆音被害がひどいと。損害賠償金も1億5000万円近くが判決で認められているわけですよ。これは果たして金額で妥当かというところは置いておくにしても、これだけ爆音ひどくて、そのまま行政で手をこまねいていいのかということがあるものですから、条例で制定できないとする根拠は何でしょうか。

○知念建次文化環境部長 いわゆる自治立法と国際法のルールだと思うのですが、米軍に対して強制力のある条例の規定を設けることについては自治立法権の限界の問題ではないと言われております。そういう意味では、米軍に対して国内法の適用がないという国際法上の制約があって、強制力のある条例の規定を設けることはできないと理解しております。

○西銘純恵委員 条例で制定できないということですね。憲法第94条にも条例を地方公共団体が制定することができることと明文化されていますね、最高法規の憲法の中に。そして条約があれば、これを国際法規や条約などについて遵守するという規定も確かにありますが、先ほど日米地位協定にもないと言われまし

たがそうですか。

○知念建次文化環境部長 日米地位協定の問題で誤解があったようで申し訳ございません。日米地位協定の中における環境条項、いわゆる環境の問題の部分については、なお改正をして強化する必要があるという意味で先ほどは答弁したつもりですので誤解があったようで大変失礼いたしました。

○西銘純恵委員 日米地位協定の問題は別に譲るとして、この実効性というものはさておいて、やはりこの条例を制定するというところでやれば、沖縄県生活環境保全条例という明確な県民の生活を安全に守ることも含めて、環境条例を制定するのですから、やはり一番大きな被害というのが米軍基地から発生する騒音であり、もろもろの環境問題になってきますので、これはぜひ条例の中で定めて実効性を持たせるかどうかというのはこれからの条例をつくった後にゆだねられていくと思います。条例そのものも定めていないということに対して、本当に県民としては、県は県民の立場に立っているのかと指摘せざるを得ませんのでそこについてもう一度、条例制定できるのであればやはり制定をしていく立場に立つべきではありませんか。

○知念建次文化環境部長 同じ事の繰り返しになるかもしれませんが、我々県側からして、米軍に対して強制力のある条例の規定を設けることについては、自治立法権の限界の問題として米軍に対して国内法の適用がないという国際法上の制約があってできないという見解であると理解しております。

○西銘純恵委員 水かけ論のようになっていますが、米軍に対して強制力がないと言われていますが、先に沖縄県の米軍基地から発生する騒音は我慢の限度を超えている。だから条例で制定するという立場で今後検討していただきたいと指摘をします。

もう1点、罰則についてお尋ねしたいのですが、この条例は罰則が規定されていくようですが、これは罰則の基準は何に基づいていますか。

○久田友弘環境保全課長 今回、現行の条例と比べて改正条例は罰則が重くなっております。これに関しては現行の条例が30年前の罰則規定ですので、それを今現在の大气污染防治法、水質汚濁防止法に照らして、それと同様に今回の条例においてもそういう罰則の額にしたところ です。

○西銘純恵委員 国の基準額に準じてと午前中に説明を受けたのですが、国の基準より高いですか、低いですか、同額ですか。

○久田友弘環境保全課長 同額です。

○西銘純恵委員 見ますと改正後、結構罰金なしのものが50万円だとか、10万円以下の罰金が100万円と10倍になるとか。結構、罰則が厳しいんですね。ですから沖縄県民の状況から見て、果たして妥当なのかと問いたいです。県民所得はそもそも全国平均の7割しかないのに、国と同じような罰金を科して、これが果たして県民をいたずらに苦しめることになりませんか。この条例のそもそもの目的が指導改善をして、そしてできたらそういう罰則で処罰するということはやらないという立場に立つのであれば、やはりもう少し罰則については規定をされたら、それに基づいてということで歩き出しますので、やはり沖縄県民の実態に合った罰則にすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○久田友弘環境保全課長 罰則に関して西銘委員がおっしゃいますように、一つの大きな抑止効果があるわけで、具体的に我々が運用する場合は指導に指導を重ねて、さらに勧告をし、なおかつ場合によっては改善命令とすると、改善命令をした後に仮に罰則の規定が段階に入る場合は、これは司法の段階にゆだねられるわけであり、基本的に例えば検察庁のほうに告発などをして、そういったところでそういったものが決定されていきますから、もともとこの条例についても大気と水質に関しては、法律の中でもそういう体系を踏まえて設定をしているというところです。

○西銘純恵委員 司法の場にと言われたのですが、行政として徴収するものではなくということですか。

○久田友弘環境保全課長 はい、そのとおりでございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 今回、沖縄県公害防止条例の全部改正ということになっていますが名前が全然変わっていますが、この沖縄県公害防止条例から沖縄県生活

環境保全条例ということでそういった全く違う名称になっていく、この理念の一番大きな目的の変更はどこにあるのか、まずお聞かせいただけますか。

○知念建次文化環境部長 昭和50年当時は、いわゆる工場産業等から出る大気汚染、騒音等も含めてそういうのが昭和50年当時の背景だったかと思います。それからいきますと、都市生活いわゆる生活環境を重視する、逆に言いますと工場あるいは事業場からの公害についてはかなり改善されてきていますし、公害の形が変化してきていると感じておりまして、そういう意味でいくと都市生活型公害という形になっているのではないかと。それに合わせた形で条例も変えていくべきではないかというのが基本の考え方です。

○仲村未央委員 今回は第3章で環境への負荷の低減ということを明確に打ち出しているようです。知事が環境提言のための行動指針をつくるということになっていますが、この行動指針というのはこの条例ができたあと、どういった内容を盛り込んだ指針になっていくのか、具体性と言いますか、その辺の内容について説明をお願いします。

○久田友弘環境保全課長 環境への負荷の低減については第3章第1節からスタートしていますが、まず行動指針の策定に当たってはもちろん内部でも検討していきませんが、県の環境審議会の御意見もお聞きしながら、場合によっては各団体の意見を聞きながら、やはり県民が同じように歩めるようなものにしていきたいと考えておりまして、最終的には公表をしていくという形になります。この行動指針には2つのパターンを考えておりまして、まず一般の事業者の事業活動、それから県民の生活に伴う環境負荷低減の行動指針ということになるわけですが、その中では先ほど上乘せなどがありました。その規制までは至らない豆腐製造業とか小規模事業場に対する処理に関して負荷の低減を図る。それから一方においては生活排水に関しても県民に広く求めるということです。それから自動車の運行に関するものとしては、いわゆるエコドライブなどといったもの、それから省エネルギー、廃棄物などのリデュース、リユース、リサイクルいわゆる3Rと通して可能な限り環境の負荷の低減を県民事業者で実施していきましようということです。それからもう一点は、一定の規模以上の事業者に対しましては、より効果の高い環境負荷の低減をしてもらおうということを考えておりまして、基本的には省エネルギーの対策と廃棄物の循環的な利用というようになるわけですが、その際には県のほうで環境負荷低減計画の策定指針を事業者のほうにお示しをして、その中で事業者のほうで計画の策

定をし、実際に行動、実践をしていただいで自己評価ができるようなスタイルを考えております。この行動指針については自主的な取り組みを事業者、県民、行政が一体となって取り組むという視点から特に罰則などといった規制の規定は設けておりません。

○仲村未央委員 一般的な行動指針に関しては、努力目標のような形でかけ声的なものになるのか、具体的なそれぞれの目標値、例えばアイドリングストップ等に関してもただやってくださいということや文言でふれるということだけでは、特に実効性が担保できるものではないと思うのですが、そこら辺をどう考えるのか、それから特定事業者、一定規模以上の事業者に対しては行動計画をつくらせるということですが、これもいわゆる自己完結型ですよ。自分でつくって、その目標に到達しているかどうかを自分で判断するという、事業者はつくったほうが判断するということですが、これに対しては客観的にその計画の目標自体が妥当であるのかとか、その計画に対しての実践がどのように行われて、それがどう到達されているのかということや第三者が確認できる仕組みがあるのか。それを網羅することが今回の知事の言う行動指針に盛り込まれていくのかそこら辺の実効性の担保ということの視点で先ほどからありますけれども、どうこの条例の中でつくっていかうとしているのかお尋ねいたします。

○知念建次文化環境部長 概要の6ページの方に今の行動指針について先ほど久田友弘環境保全課長が話したようなことがうたわれているんですけど、確かに事業者の事業化され県民の日常生活に伴う行動指針というのは努力規定、ある意味では努力規定です。ただそれは環境問題に対する啓蒙啓発を行うということはある意味非常に重要なことだと思います。県民の自主的な行動によって、CO₂の削減であり環境の改善に資するところというのは非常に大きいことだと思います。それを努力規定という形ですけど例えばマイバックにしても、今のアイドリングストップにしても、こういう努力規定で県民の自主的にやっていただけたら一番いい状態になるんじゃないかと実は思っているところです。

もう一つ特定事業者の方につきましてはある程度行動計画ということで特定事業者というのはある一定規模以上の企業活動を当然やっているところですので、それはいわゆるISOの発想にもあるように、みずからが環境に対しての責任を負うという時代だと思うんですよ、そういう意味ではそういう計画をつくってそれを公表し、報告をするということは今後十分出てくると思います。それはやらなければいけないことだと思いますし、条例についても、実施状況について求めることができるような形になっていますので、そういうことを通

して特定事業者については、成果等があらわれるような状態にはなってくるか
と思います。

○仲村未央委員 特定事業者の場合のある一定規模以上という場合の、その規
模ですけれども、どういった事業者、事業所が今回この計画の作成を求められ
るそういう努力を求められる対象になるんですか。

○知念建次文化環境部長 個別に会社名ということになるといかがとは思
うのですが、大きいところですから、例えば沖縄電力株式会社、あるいは南西石油
株式会社等、大手の小売り、あるいは琉球ジャスコ株式会社、株式会社サンエ
ーであり、そういう部分については、計画の作成というのは求めていくと。み
ずからつくっていくところだと理解しています。

○仲村未央委員 今の言い方でよくわからないのは、その一定規模以上がつく
るかつくらないかということもその企業に任せるといえることですか。それとも
この条例の中で、厳密に従業員がこれぐらいとか、事業規模活動、金額にして
幾らぐらいとか、出資金が幾らとかそういったことが基準化されて、それ以上
の規模のところは必ずそういった計画をつくりなさいということの指導性をこ
の条例で担保していくということですか。

○知念建次文化環境部長 ちょっと言い方が悪かったかもしれませんが、条例
上は環境負荷低減計画を作成し、計画に基づき負荷の低減に努めなければなら
ないという打ち方をしていますし、この条例の調整説明段階においては、計画
をつくっていただけることになっています。私はみずからつくるべきだとい
うようなことについては、それぞれのそういう会社については、行政云々じゃな
くても当然そういう時代になっているという意識でもってさっきの発言はやり
ましたので、条例上は環境負荷低減計画はつくっていただくということになっ
ています。

○仲村未央委員 まだちょっとどこまでがその努力なのかやったかやらないか
を判断する基準がどこにあるのかというのが今の説明では少しまだ私にはわか
らないんですけれども、例えば県が発注する公共工事、公共事業等あるいは、
公共事業に限らずの発注の要件とかそういったことの中で、一定規模以上の業
者に対して、何らかのかかわりを持つ際にそういった構造計画を作成している
とか、それに基づく実践があるかどうかということが、そういった入札の際の

有利とか、そういったことに反映されてくるのかとか、それぐらいの誘導的な条例になっていくのか、何が企業を動かす担保になるのかというのが今の状況ではわからないんですが。

○久田友弘環境保全課長 今のいわゆる特定事業者ということについては、具体的に規則のほうでこれを検討していきますが、今、おっしゃいましたようなことに関して一定のところまで、どの規模までいくか、あるいはどれだけのニーズなのかというところまで十分に精査しながらやっていきますが、今のところエネルギーに関しましては、原油の換算で年間1500キロリットル以上の事業所で、そういったところはまず必要だろうと考えておりまして、またその他の規模に関しても今後いろんな御意見等も受けながら、より実効性のあるようなものをつくっていきたいと考えております。

○仲村未央委員 それと先ほどの市町村との兼ね合いの中で、今回あえて産業型公害に大きく影響があったということで、騒音と悪臭に関してはあえてこの条文から対象外にして市町村にゆだねると御説明がありましたが、市町村は騒音や規制を事業所なり、市町村民なりに求めていくときに新しい条例制定を要しますか、市町村の側が。県との今回の連動を図るために、県の条例を機能させるための市町村の対応です。

○知念建次文化環境部長 騒音規制法との位置づけで、知事は騒音について規制が必要な地域について市町村の意見を聞いた上で告示により規制する地域の指定及び当該指定地域における規制基準の設定を行うということになっております。そういう告示行為については県においてなされております。市町村長は特定施設の設置等の届け出を受けて、これは例えば騒音が発生する事業等と理解してください。特定施設の設置等の届け出を受けて、当該届け出内容からすると規制基準を遵守できないと認めるときは、当該特定施設の設置等の計画について変更を命ずることができるほか、設置後において規制基準を超える騒音が発生している場合には、当該特定施設の設置者に対し、その改善を命ずることができるということになっています。市町村長は、法で騒音に対しての措置ができる条件になっていますので、その背景もありまして今回条例の改正に結びついているということです。

○仲村未央委員 今回のこの条例の規制の対象外になる事業者というのがありますでしょうか。例えば、ごみ焼却炉を持っているところとか、それぞれの事

業に伴ういろいろな法規制の中で日常的には活動していると思いますが、そういったものも全部含めて、今回この条例が対象とするところになりますでしょうか。もし対象にならないところがあれば、主な事業活動について、今回の条例が対象としない事業活動はどういったものがあるのかお尋ねいたします。

○知念建次文化環境部長 例えば、基本的に廃棄物処理法の対象の分については、廃棄物処理法による処置、廃棄物処理法の適用による規定、規制。この条例とは別に個別法の適用になります。もう一つは、市町村の公害防止条例であり、市町村における条例があって、市町村とこの条例が重複する分については市町村の条例を基本的に優先するという形になっています。そういう面での除外、それぞれ区別をしているということです。

○仲村未央委員 体系でわからないところがあるのですが、第3次沖縄県環境保全実施計画というのがありますよね。第3次沖縄県環境保全実施計画と今言うこの環境保全条例との関係性、つまり行動指針はこれからつくるといっていますが、従来やっているような沖縄県生活環境保全実施計画とのかかわり、連動はどういう整理になっているのかお尋ねします。

○久田友弘環境保全課長 この条例はいわゆる行動指針ということで、県民事業者、行政がお互いの役割をしっかりとやりながら協力、連携して環境の負荷の低減を目指すべき方向を示すということで、環境の負荷に関する具体的な数値目標などに関しては、先ほど仲村委員がおっしゃいましたように第3次沖縄県環境保全実施計画の中でもこういう数値目標を定めておりますし、それからリデュース、リユース、リサイクルいわゆる3Rあるいは廃棄物の分野においては廃棄物処理計画があります。あるいは地球温暖化の推進計画を持っていますので、やはり条例というのはその法と条例の体系の方向性を示すと。その中で具体的な数値目標実践については、こういう個別の計画方法にゆだねていくというような考え方です。

○仲村未央委員 今、第3次沖縄県環境保全実施計画が目標年度とするところと今回の条例の施行はずれますよね。つまり、すでにその計画があって、さらに今回条例改正で新しい目標なりが設定されてくると思うのですが、この計画自体も条例に伴っての見直し変更が出てくるということになりますか。

○知念建次文化環境部長 仲村委員がおっしゃっている環境実施計画は、沖縄

振興計画の分野別計画で、沖縄振興計画の期間の分野で法定外の分野ということで分野別計画をつくっております。それは沖縄振興計画の中の期間での目標としての計画をつくっております。もう一つは、環境保全率先実行計画というのを県はつくっております。それは県庁の中でその環境保全に対して、要するに県みずからが率先してCO2を減らす行動計画をつくっています。むしろそのほうとの関連だと思えます。行動指針をつくり、この指針に沿って事業者の低減の行動計画をつくっていただくということに関連づけております。ですから、率先実行計画も一緒につくっておりますが、それも改めて見直す時期が当然に来ますので、そのときには指針の状況もにらみながらつくっていくということになろうかと思えます。

○仲村未央委員 後で資料をお願いしたいのですが、今おっしゃるような体系、環境に関する条例のそれぞれの連動がどうなっているのか。何が上位にあって、どこが方針を決めて、それに基づいてどういった計画が連携し合っているのかというのが一目でわかるような体系図をぜひいただけたらと思えます。

○知念建次文化環境部長 いわゆる環境基本法から環境基本計画、今の沖縄振興計画、それと個別に自然環境の保全などを図式の形で体系づけがあります。これでよろしければ後ほど提出いたします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 この条例は、昨年出しそびれた環境保全条例と同一のものですか、違いますか。

○知念建次文化環境部長 それとは違います。平成17年度から作業しておりまして、その間環境保全審議会等々で審議していただいて、今回提案という形になっております。

○奥平一夫委員 去年、確かそういう米軍基地内に対する立入調査ができるかできないかという議論をしていた条例がありましたよね。これとは違うのですか。

○知念建次文化環境部長 それは環境保全審議会の中での議論です。

○奥平一夫委員 いわゆる去年のうちにこの条例ができ上がっているべきだったのが、1年間、再度審議をして今出てきたということではないのですか。

○知念建次文化環境部長 いろいろ調整等に時間がかかった分はありますが、できた状態をとそういうことではございません。

○奥平一夫委員 私が言いたいのは、本来の日程に沿って恐らく昨年この場に出されるべきだったものが1年もおくれて出された理由は何かということをお聞きしたかった。何か課題で、この検討が必要だったのかということをお聞きしたかったわけです。

○知念建次文化環境部長 作業過程の話でいきますと、実は先の2月定例会に出すということで準備を進めていました。ただ、2月議会で出すというときに準備を進めていましたときに、先ほどの上乘せ排水基準との関連もございしますので、そことの連動であるということと、もう一つは関係機関への説明等に時間がかかったということで議会が時間を要する形になっております。

○奥平一夫委員 わかりました。それでこの条例は沖縄本島を含めて、沖縄県域のすべての島を対象とした条例になっていると思いますが、それはどうですか。

○知念建次文化環境部長 はい。おっしゃるとおりだと思っております。

○奥平一夫委員 先ほど仲村委員からもありましたように米軍基地の問題ですが、米軍基地から出てくる騒音にしても、あるいは廃棄物にしても、排水にしても、異臭にしても、ありとあらゆるものが米軍基地から放出されてくるわけですね。米軍基地に関与するような条文が全然なくて、いわゆる米軍基地を除いた沖縄の全域という形になっておりますが、もう一度説明を求めます。

○知念建次文化環境部長 環境保全審議会からのお話からよろしいでしょうか。環境保全審議会から答申があった分については、基地環境について例えば協定ができないとか、そういう申し入れ分についてはございましたが、それを法令的な分も含めて検討して、いわゆる米軍に対する強制力のある条例の規定を設けることは困難だという結論を環境保全審議会の方にも報告してござい

て、環境保全審議会についてもその旨を了解をいただいて条例の提案になっている経緯でございますので御理解願いたいと思います。

○奥平一夫委員 これについては、先ほどの議論で堂々めぐりになるような話なので、私も多分そういうことになるのでこれは終わりますが、1つだけ聞かせてください。この条例の観点からこだわりますが、宮古島で起こった地下水の塩素イオンの上昇の問題は防止できますか。

○久田友弘環境保全課長 条例の中では、30ページの第2章第3節で土壌の汚染防止に関する措置というものも設けておりまして、この第36条においては特定の有害物質ということで、例えば鉛、砒素、トリクロロエチレンなどの有害物質を取り扱う事業場については、適正に管理をしてくださいということになります。それからそういう管理の状況に関する点検というものを第37条に位置づけておりまして、第38条ではそういう調査をして、そこのほうで環境基準を上回るものがあれば県知事のほうに届け出をするということ、基本的にはそういう土壌汚染があった場合にできるだけ早くその拡散を防止していこうということになりますので、やはりこの土壌汚染を通じて地下水の保全にも寄与していくということになります。

○奥平一夫委員 私が言っているのは、防止できるかどうかということを知っているだけです。法律云々ではないです。実際にこの環境汚染をしているこのことをこの条例でそのことを防止できるかということです。

○久田友弘環境保全課長 塩素イオンについては、先ほどの上乘せ条例でも申し上げましたけれども、そういう土壌汚染の措置に関しましても原点は国の土壌汚染対策法というのが平成14年でできておりますので、この部分には入っていないということです。

○奥平一夫委員 要するに防止できないということですね。確認したいと思います。

○久田友弘環境保全課長 そういうことでございます。

○奥平一夫委員 この条例には、県民の健康を保護するとともに良好で快適な生活環境を保全していく。実際、3年間にわたってこれだけすったもんだした

あのことが新しい条例ができるわけですから、少なくともそれを補完できるような項目を1行でも載せるということが非常に大事なことだと思いますがどうですか。私が最初に聞いた全県の地域を網羅する条例なんですかと聞いたのはそのことなんです。実際に起こったでしょう。項目をふやせば済むことですよ。個別法で対応できていないです。だからこれに頼りたいわけですよ。

○久田友弘環境保全課長 有害物質の範囲に対しては、やはり一定程度の相当の知見などそういったものを重ねて、いわゆる有害物質の指定というのを国のほうでやっていると思うんです。それでも水質汚濁防止法においては、平成の何年かに硝酸性窒素が追加されたというのがあるわけです。それがやはり今の宮古島における硝酸性窒素云々が法的に入ってきたというのがあるわけですが、塩素硫黄に関しては、そういった法などに特定物質として、あるいは有害物質として位置づけるにはなかなかそういった知見とか、そういったものは苦勞しているのではないかと考えております。

○奥平一夫委員 実際に実害が出ているんですよ。あれだけの水がめの塩素濃度が上がったということは、もう少しそれをそのまま継続されていけば水道水として全く使用できない。しかも比重も重いわけですから地下にずっとたまってしまうわけですね。そうしたら一生涯、飲料水としての水源が使えなくなった。実は今、県の指導で事業者の方が理解してくれて、重機屋にこの温泉水を排出してもらっているからようやく下がってきたと私は思っているんです。もちろん、科学的根拠も何もないのですが、そうだろうという思い込みですね。ですから実際に起こっていることに対してこの沖縄県生活環境保全条例が実効性を持たないというのであれば、明らかにざる法ではないですか。そういう意味では何とかこういう事例がまた出てくるかもしれない。塩素硫黄だけではなく、ほかのものもです。そういう意味では、何らかの形で一行でもこういうことに対処できるように県の権限をふやして何とかできないかという話です。例えば公害防止に関する勧告というのですが、この公害という概念が私にもどこまでかというのがわかりませんが、例えばこの中で知事はこの条例で規制されている行為以外の行為によって公害が発生し、人の健康または生活環境にというところで、必要な処置をとる勧告ができるということを具体的に、例えばこういうこともできるという運用の中できちんと文言として入れてくだされば、何らかの形でそれが防止ができるのではないかと、いかがですか。

○久田友弘環境保全課長 この第40条については、今、定めている以外の物に

関しても汚染の拡散の防止の措置、あるいは必要な事業に勧告ができるということになっておりますので、今、奥平委員がおっしゃるよに塩素イオンという特化というものに関してはなかなか書けるものではないのかという感じがしていますが、これは相対的に見る中でより効果が出るものもしなければいけませんし、場合によっては個別的にいろいろ専門家の先生方も交えてその中でどういった点にするかという部分もいろいろあろうかと思えます。そういったものも含めて、この第40条の考え方の中でこれがどこまでできるかというものは、少し検討する必要があるのではないかと考えております。

○奥平一夫委員 生活のすべてを賄っている地下水を保全していくということは、この島に住む人の大きな使命であるし、これは100年、200百年とずっと継続していかなくてはいけない我々の責務なんですね、次の世代につないでいくための。実際にこういう実害が起こっていることに対して、県はもっと緊張感を持って当たっていかないといけないと思うんですよ。ですから、水質汚濁防止法の中に塩素イオンが入っていないのはわかっています。しかし、実際に実害というのが出てきたわけですから、それを水質汚濁防止法に入れ込む努力もするとか、あるいは沖縄県生活環境保全条例の中でこういう事例が二度と起こらないように、どうすればいいかという研究をするということも非常に大事だと思います。これは県の使命だと思いますし、県の責任であると思うんですよ。なぜかと言うと、汚染水の取水を許可しているのは県ですから、県には大きな責任があるんです。まずそれを管理、監督する権利もあるはずですよ。ですから、何らかの形でこういうものを規制したり、きちんと地下水を保全できるという条例をきちんと考えていただきたい。そういう意味で、本当にこの一、二年の中できちんとこれが対応できるような条項を追加で加えられるような研究をしてもらうことは約束できませんか。

○知念建次文化環境部長 今、奥平委員がおっしゃるのは、久田環境保全課長の発言を踏まえてのものだと思いますし、その条例の中でどういう形でできるかという趣旨だと思います。先ほど久田環境保全課長から話したように、法体系の中での制約も我々は条例の中で受けているということは御理解願います。どういう形になるかは、宮古島の状況というのもいろいろと資料を見させていただきまして、現場も見させていただきまして、今、その海水にタンクローラーで盛っているという状況もよく見てわかっているつもりであります。これが条例の形でどうできるかは、単に条例だけの問題ではないと思いますので、法体系とかそういう部分の中で研究をさせてくださいという答弁にしかならない

と思いますが、ある面その宮古島の温泉の問題というのは常に注意して見ているつもりですので、そういうのも含めていろいろ考えさせて、勉強させてください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 今回の条例は県民の健康の保護、それから良好で快適な生活環境の保全という非常に大事な部分の取り組みですので、実効性ある条例にしていきたいのですが、基本的なことを確認したいのですが、沖縄県の大気の保全、水質の保全状況はよくなっているのか、悪くなっているのかを答弁できますか。

○久田友弘環境保全課長 県内の大気環境の状況ですが、県内においては二酸化窒素、二酸化硫黄、それから浮遊物質数、さらには光化学オキシダント等々について年間を通じて測定をしておりますが、光化学オキシダントが若干高目に出しております。これは大幅に上回ってないのですが、この要因は中国などの大陸から影響してくる物質によってそういったものが高くなっているのではないかと試算をされておりますが、総じて沖縄県の大気環境は良好な状況にあります。それから水環境についてですが、先ほどからございましたようにこの沖縄県公害防止条例の制定当時からしますと、相当程度水質の向上も図られてきているということで、都市河川においても良好になってきているという状況ですが、やはりこれからさらにランクを上げてよりよい水環境をつくっていく必要があるのではないかと考えております。

○上原章委員 要するによくなっているということでもいいですか。わかりました。沖縄県の場合、車が年々ふえていて、また相当のお金を出して赤土対策などもやっている部分があるわけですから、特に沖縄本島の海というのは見た目以上に大分傷んでいるということも聞いております。しっかりと沖縄の大気、水質保全に全力で取り組んでほしいのですが、今回の条例はこれまでの条例と今回の条例、特に罰則が重くなったとありましたが、具体的にどのくらい変わったのかお聞かせ願いますか。

○知念建次文化環境部長 先ほど久田環境保全課長からも答弁がありましたが、基本的には大気汚染防止法等の罰則に準拠しているということで、例えば

設置の届け出、構造等の変更の届け出の違反につきましては現行が5万円については30万円にしますと。計画変更命令、改善命令等については10万円が100万円になりますと。事故時の措置につきましては、現行は罰金がありませんでしたが50万円以下の罰金にしますという形で、そういう面では額的にはかなり上がっている状態です。

○上原章委員 わかりました。それ以外にこれまでの条例と今回の条例で大きく変わったところがありますか。名前が完全に変わっているわけですが、中身的に大きく変わっているというのがありましたら教えてください。

○知念建次文化環境部長 大きく変わった点といいますと、規制の面でいきますと土壌汚染に関する規定を新たに加えたということと、一番大きいのは環境の負荷の低減のためにみずから行動を起こすということで県の行動指針をつかって行動計画、あるいは自主的な行動を起こしていただくための環境の負荷の低減のための章を設けたということです。

○上原章委員 最後に知念文化環境部長がおっしゃっている負荷の低減は本当に大事だと思います。特に条例をつくったからと沖縄県民が一斉に一つ一つ自分ができるエコ、マイバックやアイドリングストップの取り組みなど、県民を挙げてやっていかななくてはこの条例そのものが本当に余り意味がなくなるのかなと思います。当然に、事業も、行政も、地域も本当に県民運動のときにこれが取り組められればとかねがね思っておりますが、その辺の取り組みは行政としてどこまで市町村も提携を結んで、これを徹底していけるのか。特に多くの企業の責任もありますが、一人一人が例えば生活排水がどのような形でこの海に流れているのかといった環境に対する情報が本当に県民一人一人にしっかり認識させていく、また学校現場でもしっかりと教育の中で学ばしてもらおうと。そういったのをしっかりと県がリードしてやっていただけないかなと思っておりますが、最後にその辺の取り組みがあれば教えてください。

○知念建次文化環境部長 県民に対する我々の啓発活動としては、現にやっていますのがアジェンダ21県民会議ということで、100人余りの会員の方でアジェンダ21県民会議を構成していますので、この条例の趣旨についてもアジェンダ21県民会議を通して、今アジェンダ21県民会議の行動の中で環境フェアというものを地域で1年に1回設けておりますので、そういう行動を通して啓発活動をしていけたらと思っております。事業者については、行動指針をつかって、

行動計画をつくってもらいますので、それはきちんと団体の連合体であるところにきちんと説明をしていきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 これまでの議論を聞いていて感じることもなんですが、県の公害防止条例をバージョンアップすればよかった条例ではないのですか。沖縄県生活環境保全条例というからもっと事業者に絞り込んだような計画ではないのかという見方をしますので、これで書かれている内容を見るとばい煙、大気など事業所にかかわるような規制、粉じん等を沖縄県公害防止条例をバージョンアップすれば足りたのではないかという議論はなかったのですか。生活とわざわざつけてあるのがちょっと間口が広すぎて、本当に生活を保全するためにつくった条例なのかとちょっと疑問なんですよ、どうなんですか。

○久田友弘環境保全課長 この条例は基本的には2つの柱でございまして、1つは現行の沖縄県公害防止条例のいわゆる公害規制、その部分に関しては大気の保全と水の保全に関する規制の中で整理をして、特定される事業場に関しては縮小されてきています。一方さらに最近の動向を踏まえまして、土壌の汚染防止に関する措置という形で、これに関してはどちらかと言いますとこれまでの沖縄県公害防止条例の流れに沿った規制であるとか、措置になってくるわけです。現行の公害防止という観点からさらに良好で快適な生活環境の保全という位置づけをしておきまして、その中ではやはり公害の規制までには至りませんが環境の負荷が出てきていると。それに関しては事業者、県民、行政も連携、協力をして、できる限りこれを低減していきましょうということで、このたび行動指針を示して、その中で県民、事業者、行政も含めて対応していこうということです。ですから、この生活環境の部分に関しては、例えば先ほどの省エネルギーの部分でもありますし、その中でよく出てきますのはエコオフィス活動であるとか、あるいはアイドリングストップ、エネルギー使用の合理化などがありますし、それから廃棄物との関連でいきますと、その中の3R—いわゆる排出抑制、そして再使用、リサイクルという生活環境の分野も入れながら、よりみずからの行動を促進していこうという趣旨で、この行動指針をつくったということになります。そして一定の規模以上の事業者に対しましては、より効果の高い負荷の低減をお願いしようという形の整理をしてきておりますので、生活環境の負荷というものについては、いわゆるそういった地球温暖化

の効果ガスのCO₂もありますし、あるいはローカルの沖縄県の海洋性、島嶼性という中で、やはり生活排水や小規模事業排水についても負荷の低減を図っていこうということを通じて相対的に全体としての生活環境の保全を図っていこうという視点です。

○翁長政俊委員 余りピンと来ません。それともう一つは、先ほど基地公害の議論が出ていましたが、この事業所等については市町村が持っている、先ほど出たコンポスト工場とか、県が持っている施設もこの事業所等の規制の中に入りますか。

○久田友弘環境保全課長 これは大気汚染防止法の中で、規模が大きいですから法の中での対応で、条例の場合は法よりは少し小さめのところまで拾って対応していますから、市町村でやっている清掃工場、焼却施設等につきましてはほとんど大気汚染防止法の中で届け出を出してもらってやっているという状況です。

○翁長政俊委員 なぜこれを聞くかと申しますと、米軍基地から出る公害というのは知念文化環境部長は認めますか。

○知念建次文化環境部長 いろいろな意味で言うに出ていているという認識はしています。現に去年、油流出等の事故がありましたので、そういうことをもろもろ全部含めますと米軍基地が必ずしも万全な状態であるとは言い難いと思っております。

○翁長政俊委員 米軍基地から公害が出ていることが認識できれば、その被害を受けているのはだれだと思えますか。

○知念建次文化環境部長 我々、県民だと思っています。

○翁長政俊委員 県民ですから、県民が基地公害の被害を受けているのであれば、この部分に何らかの規制をかけていくというのが県側のスタンスではなければいけないはずです。ここに皆さんが書いてあるように、県民の健康を保護するために良好で快適な生活環境を保全し、継続的にこういったことができるようなシステムをつくりたいと言っているわけです。ここで高々とうたっているわけです。今、答弁を聞くと治外法権で米軍基地は日本の国内法では縛るこ

とができないと言っているわけですよ。私は、これでは県民の生活環境を守るといふ条例としてはやはり問題があると思います。米軍基地の提供責任者はだれですか。

○知念建次文化環境部長 日本政府です。

○翁長政俊委員 私は、罰則規定もあるのであれば当事者がいるわけですよ。日本政府を縛ることはできないのですか。なぜ私がこういうことを言うかと申しますと、今、県も含めて日米地位協定の抜本的改革をしようと一生懸命あえいでいるんです。あえいでいる中で、なかなか日米両政府の壁があって、これは遅々として動かない。知事自身もこれを日本政府にいろいろと意見具申に行っているわけですよ。こういうことを勘案すると、当然に基地の提供責任者は国ですから国に罰則規定をはめていくということも考えられませんか。

○知念建次文化環境部長 どういう形でというのがわからないのですが、ただ条例の形として強制力のある条例を規定するというのは、いわゆる自治立法権の限界だと言われているものですから、気持ちの問題と言いますか、確かにいろいろ議論されていて、日米地位協定についても翁長委員がおっしゃるように県として改定の要請をしているということはあると思いますが、条例の自治立法権の限界の問題として米軍に対して強制力のある条例の規定を設けることについてはできないだろうということで、この条例の体系ができているということで御理解願いたいと思います。

○翁長政俊委員 私が言うのは米軍についてかけることは、まさに今言う法の限界がありますから、これは無理です。無理な話ですから、これは私は理解するんですよ。ただ、国内法で縛れるものはだれかということになると、市町村や国は国内法で縛れるんです。ですから、この基地から出てくる公害については、嘉手納爆音訴訟もそうですが、国内法でかければ罰則規定がついてきて、要するに補償の問題が出てくるわけですよ。これは国内法でかけるからできるんです。これは都道府県である条例ですから、ある意味ではこういったことを先取りして、どうにか方法を考えることはできないかという私自身の切り口ですが、どうですか。

○知念建次文化環境部長 具体的にどういう行為に対して、日本政府を当事者として見ることができるかということも含めて、非常に難しい問題だと思いま

す。騒音発生というのは、米軍機が騒音を発生させているわけでありまして、その米軍機を条例でとめることができるかということ、それは厳しい、困難ですということを書いていて、それを日本政府にどう求めるかということになってきますと、確かに要請などで求めることはできるかと思うのですが、条例的にそれをとということになるとちょっと。

○翁長政俊委員 嘉手納爆音訴訟については、当然に米軍機をとめることはできないんです。飛ぶんです。飛ぶけれども、結局は公害をまき散らしているから国内法で裁判をやれば、それに対して日本国が賠償を払わざるを得ないという結果ででるわけです。そうですね。これがこの前の訴訟ですよ。

○知念建次文化環境部長 そういう意味でいうと、例えば騒音規制法であり、あるいは廃棄物処理法に違反するあるいはそれに対する訴訟を起こして、裁判によってそういう結果が出るということは、ある面この条例を違反している行為が出てくる。米軍基地の中ではなく、どういう形になるか浮かばないのですが、そういう状況が出て訴訟段階で出てきてという結果として出てくるということは想定できるかもしれませんが、それを事前に打ち込むということは難しいと思われまます。

○翁長政俊委員 確かに難しいことはよくわかりますよ。私も言っていることはよくわかっているんです。わかっているけれども、余りにも今の米軍基地の過重の負担というのが沖縄県民に与えている一生活環境を破壊している現状を見ると何らかの形で行政側が、動けるものについては、動くべきではないかという思いがありますから、ある意味ではこういった米軍基地は治外法権だからにっちもさっちもいかないということで切っ飛ばせば、これこそ県民生活の良好な生活環境なんて維持できませんよ。ここをどうにか切り口を求めて、やりたいというのが政治的な私の気持ちであるわけです。それと、生活環境とばっくと見て中身を全然知らなかったですから、今ワイドショーなどで問題になっているごみ屋敷や犬、猫の生活環境になっている問題がありますよね。こういった問題がこの中に入っているかなと思ったら全然予想外で厳しいという見方をしたのですが、いずれにせよ、今ここで求めている県民の環境負荷にかかわる行動指針等もしっかり普及、啓蒙されていって、県民がそれぞれ認識を持ちながら動けるような普及活動はどうしてもやらないといけないことですから、それがないとまさに絵にかいたもちになりますので、この部分はしっかりやっていただきたいという思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、文化環境部関係の陳情第64号外1件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化環境部長の説明を求めます。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 それでは、文化環境部所管の陳情について、お手元の資料陳情案件資料により御説明いたします。

文化環境部所管の陳情は、目次にあるとおり、新規2件となっております。

資料の1ページをお開きください。

新規の陳情第64号について、御説明いたします。

陳情者は、沖縄県中頭退職教職員会会長嶺井巖氏であり、件名は戦争ができる国民づくり教育に反対する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本とし、その理念は広く国民に浸透し、国民生活の向上と我が国の平和と安定に寄与してきたと思えます。

また、去る大戦で悲惨な地上戦を体験した沖縄県民は、命の大切さと平和の尊さを肌身で感じており、世界の恒久平和は、沖縄県民が心から望んでいるものと承知しております。

憲法改正については、日本国憲法第96条において、この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とすると定められております。

憲法改正については、国会及び国民の間で十分に議論が尽くされるべきであると思えます。

次に、2ページをお開きください。

新規の陳情第72号について、御説明します。

陳情者は、読谷村議会議長前田善輝氏であり、件名は沖広産業の産業廃棄物

安定型最終処分場内におけるクロルデン類等汚染の浄化と営業許可の更新を認めないことを求める陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

読谷村にある産業廃棄物安定型最終処分場から採取された土壌及び汚水から、クロルデン類が検出されたことについて、県は平成20年5月22日に立入調査を行い、クロルデン類の検出地点の状況やガスの発生、スレート板の埋立処分状況を確認するとともに、スレート板についても分析調査を実施し、一部にアスベストが含まれていることも確認しております。

県としては、これらの原因を特定するため、廃棄物処理法第18条等に基づき、事業者に対し受け入れた廃棄物の種類や量、埋立処理の状況、排出事業者の状況等について報告を求めたところであります。

今後、処分場を掘り起こして安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の混入について調査し、クロルデン類濃度測定を行った上で、クロルデン類による汚染が周辺地域に影響を及ぼすことが懸念される場合は、汚染物の除去等必要な対策を講じるとともに、これらの原因が廃棄物の不適正処理であることが判明した場合には、廃棄物処理法に基づき適切に対処してまいりたいと考えております。

また、同事業者の産業廃棄物処分業許可の更新許可については、クロルデン類等の検出原因調査の結果を踏まえて適切に対処していきたいと考えております。

以上、文化環境部に係る陳情案件について、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 先に陳情第72号から質疑を行います。処理方針を読んでいたのですが、安定型最終処分場からクロルデン類の検出、ガスの発生、一部にアスベストも確認されたということですが、安定型最終処分場というのはそもそもどのようなものでしょうか。

○安里健環境整備課長 安定型最終処分場というのは、処分する廃棄物が腐ることのないような、いわゆる瓦れきなど2種類ほど廃棄物の種類がございますが、その中でゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず等が入っています。そういうものが安定型最終処分場の範疇になっています。

○西銘純恵委員 安定型最終処分場で取り扱う品目については明確にされていると思いますが、安定5品目を超えていますか。その5品目について明確にお答えください。

○安里健環境整備課長 これは株式会社沖広産業に限ったの許可品目と理解してよろしいでしょうか。

○西銘純恵委員 処分場の種類として、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場が法で分けられているのかと思いますが、その5品目を超えて株式会社沖広産業は別にも受け入れができるのですか。そもそも最初お聞きしたのは、5品目についてまずお答えください。

○安里健環境整備課長 安定型最終処分場ということで株式会社沖広産業につきましては、瓦れき類、ガラスくず、コンクリートくず、それから陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、ゴムくずとなっております。

○西銘純恵委員 そうすると通常の安定型5品目を取り扱っているということなのですが、そこからガスが発生するとか、アスベストが含まれるとか、クロルデンが出るということはどういうことでしょうか。

○安里健環境整備課長 まず、クロルデンのほうからお話を申し上げますが、クロルデンは御承知だと思うのですが、九州あたりからシロアリの被害がかなりあるので、沖縄は特にシロアリが多かったということのようですが、それを復帰直後まではかなり大量に使用されていたということですが、要するに木材だけ投棄するのみならず、土台の部分のコンクリートや土壌のあたりにもそれが散布されているということで、必ずしも許可されていない品目である木くずにクロルデンが含まれていた場合という疑念があるのですが、実際その中身はこれから調査するところですが、どの影響によってクロルデンが出たかというのは今のところまだわかりません。それからアスベストですが、これも確かに

サンプリングした一部から出ております。ただし、非飛散性のアスベストのスレート板でありまして、この安定型最終処分場で処理することができます。それも十分覆土しなければいけないということになっております。それからガス発生の方がございましたが、これについては私どものほうで検討、調査している最中でございます。

○西銘純恵委員 先ほど少しふれたのですが、クロルデンというものは1986年に製造、輸入、使用が禁止されたものですか。

○安里健環境整備課長 はい、そうでございます。

○西銘純恵委員 既に使用禁止にされているものが、今は2008年ですから22年後に出てきたということですが、これは安定型最終処分場の中に木材や建築資材を投棄することはできるという許可の内容になっていても、使用禁止のものが出るということに関して、これは許可の範囲内になるのですか。

○知念建次文化環境部長 安定型最終処分場に搬入できるものの中に瓦れき類というのがあります。もう一つは、クロルデンというのは先ほど安里環境整備課長から説明がありましたようにシロアリ駆除剤で使われている分で廃棄物の中に付着する可能性があります。その廃棄物に付着するという可能性というのは、瓦れき類にもありますし、木くずにも可能性としてあります。瓦れき類は安定型最終処分場に持ち込んでいい許可対象要件になっています。木くずは安定型最終処分場に持ち込んでいけないものになっております。そのどれから出てきたかという原因についてはまだ特定されておりませんし、今そのために県のほうでも掘り起こし調査等も含めて調査しようとして検討しているところです。

○西銘純恵委員 この陳情の要望を先にふれたいと思うのですが、1点はクロルデン類等汚染について、読谷村民が納得できる調査を実施して、早急に汚染地域を確定し、浄化のための対策を講じること。もう一つは、株式会社沖広産業の産業廃棄物取り扱い事業者としての営業許可の更新を認めないことという2点が陳情の要旨になっているのですが、今のやりとりで瓦れき類の中にクロルデンが混入するという可能性があるという答弁でしたが、この安定型最終処分場でクロルデンが出ることも許容範囲と言いますか、これが出ましたというときにそれは事業として許可されていますからOKですという立場ですか。

○知念建次文化環境部長 瓦れき類に付着したクロルデンがあった場合は、廃棄物処理法の違反事象にはなりません。

○西銘純恵委員 そうしますと木くずはだめだったので、何から出たかと。許可範囲の中で出てきたものに関しては、その営業そのものに違法性はないという立場ですか。

○知念建次文化環境部長 その原因はまだ特定されておられませんので、その原因の調査をして、処理法違反の場合については行政処分も含めて検討いたします。

○西銘純恵委員 それでは5月22日に立入調査を行って、読谷村民の皆さんは調査を県がやったのにもかかわらず、7月2日に県議会に陳情を出しているわけですよね。ですから、県がやった調査そのものに納得がいかないという立場があるわけです。それで受入廃棄物の種類や量を埋立処理の状況、排出事業者の状況等について報告を求められたとありますが、この報告内容の説明をお願いします。

○安里健環境整備課長 7月1日、2日に事業所のほうに入りまして、マニユフェスト、要するに排出物受け入れの管理表ですが、その関係のチェックを2日間にわたってやっております。今、分析中ですのでその結果についてはこちらで申し上げることはできません。

○西銘純恵委員 そうしますと、もう一つ読谷村民が納得できる調査というのが業者がやった調査ではなく、ボーリングを行ってほしいという希望を出しているんです。これについては、県はどう考えていますか。

○安里健環境整備課長 県としては、安定型最終処分場内の土壌の掘り起こしでもって、木くずなどが含まれているのかどうかということ調べたいと思っております。

○西銘純恵委員 クロルデンの濃度そのものも業者が出したものがそれでとどまるのか。さらに濃度が濃いのではないのかということも危惧するわけですね、住んでいる皆さんは。それをただ掘り起こすという表現をなさったのですが、やはり同じ処分場を持っていて、読谷村は幾つか管理型最終処分場などがある

ようですが、読谷村が別の件でそういう疑いが出た所とか、読谷村民が必要とする所はボーリングの調査を行っているんです。この陳情されている皆さんもきちんと県としてボーリング調査を行ってほしいという要望が出ていると聞いておりますが、この掘り起こしということであいまいにされないで、ボーリング調査をきちんとやって、そしてクロルデンの濃度についてもこの間出された数字でとどまるのか。そこら辺もやってほしいという要望なんです。

○安里健環境整備課長 地域住民の方々がボーリング調査をやってくださいということにつきましては、私どもが6月18日に住民の皆さんがサンプリングした結果、それから事業者のほうでサンプリングした結果等をもって説明にまいりましたが、そのときにもボーリング調査について要望がございました。あと、住民と事業者による調査点以外の場所の汚染状況調査も行うこととしております。要するに事業所内のほかの場所やその付近での調査をやり、掘り起こし調査地点での土壌を採取し、クロルデンの分析も行っていくということです。

○西銘純恵委員 答弁いただかなかったのですが、ボーリング調査の要望はあるけれどもやりますという答弁がないのですが。

○安里健環境整備課長 現段階では先ほど申し上げましたように、バックホー等で30メートルメッシュで何カ所か掘り起こして調査したいと思っております。その結果を受けて、住民側ともいろいろ話し合いもしながらボーリング調査のほうも検討していきたいということです。

○西銘純恵委員 こういう有害物質というのは、人体に相当影響があり、そして長い間影響を与えるものなんです。ですから、読谷村の皆さんからすれば本当に単なる危惧ではない。とり得るありったけの手だてを講ずるということであれば、ボーリング調査をすぐにやると読谷村民がそう言っているのですから、これをやらない理由は何ですか。後で手だてをとるとか言われても、今希望されているんです。今、希望されていることをすぐにやらない理由は何ですか。

○安里健環境整備課長 先ほどちょっとお話を申し上げたのですが、6月18日に私どものほうが読谷村のほうにまいりまして、地域住民の皆さま方に対して住民側でサンプリングしたもの、事業者でサンプリングした結果をまとめて状況説明いたしました。その結果でクロルデンにつきましては、その環境基準が

設定されていない状況がありまして、埋設農薬調査、搾取等のマニュアルで示されている農薬等に関する環境管理指針というのがございます。それははっきり申し上げて環境基準ではございませんが、それで確認して、比較しても環境、健康に影響はないだろうということとあわせて、実は1日許容摂取量ADIというのがございまして、この一日許容摂取量ADIにつきましては人が生涯にわたって摂取しても有害な作用を受けないと考えられる化学物質の1日当たりの最大摂取量というのがございますが、そういうもの比較したことにおきましては特段それほど大きいデータは出てないということです。

○西銘純恵委員 答弁を聞いていましたら、本当に他人事と言いますか、身近にこういうものが起きたときに普通の人でしたらないはずの有害物質が出てきたというだけで、今1日許容摂取量ADIということも言われましたが、これは実際に検証済みのものなのかどうかも含めて、将来何十年後に汚染有害物質の影響というのは一般的にはこの間ずっとそうなんですよ。今現在はそういう弊害は出ないけれども、その害が数十年後に出てくる。アスベストだってそうですよね。だから、そういう意味ではこれは慎重に対応すべきだと思うのですが、その観点というのが答弁の中から全然受けとれないです。ですからもっと村民の皆さんの今ある不安をどのように受けとめて、その不安の立場からできるだけその声にこたえていくという立場に立つべきではないかと思っております。それでボーリング調査も要求されているけれどもやっていないというのは、何か経費のことも言われたらしいのですが、その真偽は別にして、読谷村自体が独自に別の件でボーリング調査を必要なものはやると。読谷村がやるわけですよね。どうして許可をしている沖縄県が今問題になっているところをボーリング調査をしないのですか。お金がかかるからですか、どれだけかかるのですか。

○安里健環境整備課長 地域住民の皆さんの要望は、実は10メートルメッシュでボーリング調査をやってほしいという要望がありまして、このボーリング調査1本の経費が100数十万円かかるということもあり、10メートルメッシュでいきますとかなりの数になるわけです。はっきり申し上げて、数千万円の経費が必要だという状況がございまして。

○西銘純恵委員 読谷村がやっているボーリング調査が1本30万円ぐらいでできるということですが、県が100万円がかかるという根拠も気になるのですが、ただ10メートル間隔というところを、もう少し話し合いをつけて希望に沿うよ

うにその箇所を話し合いすればどこら辺はやってほしいとか、必ず一致点が出ると思うんですよ。ですから、できるだけこのボーリング調査もできる立場でやっていただきたい。そして経費については、これは県が持たないといけないのですか。汚染物や有害物質を出したこの会社、原因者の責任はどうなんですか。

○安里健環境整備課長 この廃棄物処理法におきましては、その原因者にその経費を負担させることはできないです。土壤汚染法による別の法律の体系でこうなっております。土壤汚染に係る調査につきましては、汚染者負担の原則や土壤汚染防止法の趣旨等から汚染原因者、または土地の所有者等が行うべきということですが、この法律は処分場には適用されないということです。

○西銘純恵委員 県が許可をしている業者ですよ。この法律ではできないということと言われたのですが、何らかの形でその原因者に経費を請求するという手だては残されていると思うんですよ。それはそれで別に検討していただいて、ボーリング調査をやっていく方向でぜひ取り組んでいただきたい。

もう1点は、営業許可の更新を認めないことという要望があるものですから、営業許可の更新日はいつでしょうか。

○安里健環境整備課長 6月に更新申請が出されておりました、8月20日で更新期限が切れます。

○西銘純恵委員 そうしますとこの調査の結果いろいろな意味で、私は不法、違法投棄だと思っているわけですが、六価クロムも出たとか、アスベストなどが入っているものについて、安定5品目の中に厳密にやった場合に許可ができる、認められるものなのかということも含めて、ぜひ許可の更新前に結果が出たら更新を認めないということも含めて対応すべきだと思いますが、いかがですか。

○知念建次文化環境部長 先ほどもお答えしましたが、廃棄物処理法違反である場合は行政処分の対象になります。行政処分の状況によっては当然に許可の更新が影響を受けます。もう一つ御理解を願いたいのは、その廃棄物処理法違反にならないときにはその廃棄物処理法の行為は羈束裁量であり、要件を満たしていたら許可をしなければならないということになっていますので、今おっしゃるとおり、その廃棄物処理法違反の事象があるかどうかについては、その

安定品目以外に、要するに安定型最終処分場に持ち込んでいけないものを持ち込んできた場合にはその対象になりますので、その調査をやっていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 この業者は安定型最終処分場の件で問題を出しているのですが、管理型最終処分場を事業として申請する問題でも過去にいろいろ読谷村民との間でトラブルがあった業者ですよね。そういう意味では、やはり許可をしている沖縄県としても、この業者の営業活動、事業活動について厳しくチェックしないとイケないのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○安里健環境整備課長 この件については、おっしゃるとおりだと思います。しっかりとそういう形の指導はしていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 許可更新については、許可をしないということもあり得るということも含めて答弁ということによって受けとめてよろしいですか。

○安里健環境整備課長 調査をこれからやりますので、不適正処理というのがあるとすれば、やはりそういう処分もあり得るということになります。

○西銘純恵委員 これは更新日以前にきちんと決定を出すということですよ。超えました、もう更新されましたでは困るんですよ。ですから、それ以前にきちんと判断をしていただきたい。

○安里健環境整備課長 更新が8月20日になっておりますが、手続中はしばらくの間この20日とは限らないわけです。その間ずっと調査は可能だということになります。

○西銘純恵委員 申請をすると営業許可期間がありますよね。その営業許可が切れることもあり得るということですか。

○知念建次文化環境部長 今、許可更新の申請が出ています。その期限が来たから自動的に更新になるものではありません。きちんと判断をして、許可を与えるか、与えないかの判断が必要な事象であります。それについては、今回の安定型最終処分場の土壌調査等、あるいは安定型品目以外に入っているかどうかを調査した上でそれを判断することになると思っております。

○西銘純恵委員 再確認ですが、許可の判断の調査そのものがおくれた場合に、この営業そのものがストップするということもあり得るのですか。営業許可期間というのがありますよね。

○知念建次文化環境部長 いわゆる手続の理論の問題として、審査期間中は従前の形でも営業は可能です。我々としては、今の調査はそれ以前にできるだけわかるような状態にしたいと思っております。

○西銘純恵委員 今の陳情第72号は、やはり厳格、厳正に許可をした沖縄県がこの事業者に対して住民がこれだけ不安に陥れられてやっている事案ですから、調査は住民の皆さんの声を聞いて、できるだけ地元の皆さんが必要だと言われる調査をやっていたきたいと要望します。

次の陳情第64号について、2点ほどお尋ねいたします。処理方針を言われたのですが、日本国憲法に対して沖縄県民は世界の恒久平和は、沖縄県民が心から望んでいるものと承知しておりますということですが、県としてはこの憲法第9条についてどのようにとらえていますか。

○知念建次文化環境部長 憲法第9条については、いろいろな議論があろうかと思えます。そういう意味では県として憲法第9条についてこういう方針ということよりも、むしろ処理方針にあります国会及び国民の間で議論が尽くされるべきであろうという見解であります。第9条の理念というのは、平和主義の理念が入っているということについては承知しております。

○西銘純恵委員 第9条の理念は承知しているけれども、第9条を守ろうということは持っていないということですか。

○知念建次文化環境部長 持っている、持っていないということではなく、もっと広く議論がなされるであろうという見解を持っているということです。

○西銘純恵委員 通常はそういうやりとりをしたときに第9条を守らないといけない。ましてや、この処理方針の中では沖縄県民の思いを書いているわけです。ですから県民の思いは二度と戦争をさせない、悲惨な戦争を体験した県民側に立てば、沖縄県として憲法第9条というのは日本で一番にこの憲法第9条を守ろうという立場に立たなければいけないのではないですか。これが県民の

願いと合致するのではないですかという問いなのですが。

○知念建次文化環境部長 大変申し訳ございません。先ほどの見解以上のことを申し上げることはいたしかねます。

○西銘純恵委員 陳情者の要旨の中で新憲法制定議員同盟は国会内で総会を開きと書いてなるのですが、私は公務員は憲法の擁護義務があると思っているものですから、これについてどのようにとらえているのかとお尋ねしたいのですが。

○知念建次文化環境部長 憲法第99条でいっていることを引用しますと、国会議員や公務員等にこの憲法を尊重し、擁護する義務を負わせると第99条にあります。その分の範囲についてのお答えはできます。それともう一つ、公務員は憲法にかかわらず法令を遵守し、それを行政の場で執行する立場でありますので、そういう意味では憲法にかかわらずすべての法律をきちんと遵守し、擁護する必要はあろうかと思えます。

○西銘純恵委員 私は一般的な法律を聞いたのではなく、日本国民が一番よりどころとする最高法規である憲法についてどうなのかとお尋ねをいたしました。憲法の改悪に反対することという陳情の要旨があるのですが、これについてどのような見解を持っていらっしゃいますか。

○知念建次文化環境部長 処理方針に書いてあるとおり、憲法改正については国会及び国民の間で十分に議論が尽くされるべきであるという見解でございます。

○西銘純恵委員 最後に、処理方針も読んでいただいた上でやりとりするのは、63年前に沖縄県民は悲惨な戦争を体験して、特別に新しい憲法第9条に託した、そして日本国憲法の前文に託した平和への思いというのは特別にあるわけですからそういう沖縄県の立場として、ただ国会や国民の間で論議を尽くすべきという立場だけでは少し足りないのではないですか。やはり県民の思いをきちんとつかんだら、積極的に憲法第9条を世界の宝として広げていこうという運動もあるわけですから、そういうところでの答弁がいただけないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○知念建次文化環境部長 憲法改正についての論議は差し控えさせていただきたい。ただ一つ言えることは、平和について沖縄県の姿勢としては平和の礎であり、平和賞、平和宣言を行っている状況等々がございますので、その平和に対する認識というのは沖縄県はしっかり持っていると考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 陳情第72号の安定型最終処分場に許可されている瓦れき類、ガラス類、廃プラスチック類、金属くず、陶器くずというのがありましたね。今、処理概要を見ていると、皆さんはガス発生については皆さんの調査でも認めているという理解でいいですね。

○知念建次文化環境部長 処理方針でもふれていると思いますが、アスベストも含めて確認しております。その原因については調査をしているところです。

○比嘉京子委員 安定型最終処分場で認められているこの5つからガスが発生する材料というのはあるのでしょうか。

○知念建次文化環境部長 考えられるのは石こうボードで、安定型最終処分場に搬入していい許可対象ではあるのですが、そういうことも考えられることは考えられます。ただ、そうであるという調査結果まではいっていませんが、考えられるということであれば石こうボード等からガスが発生する可能性はあります。

○比嘉京子委員 今、私が挙げた5つは無機系だからガスの発生材料にはならないのではないと思ったのですが、木くず、例えば先ほどのシロアリのクロルデンの場合は瓦れきの許可以外に木くずということからすると、シロアリ駆除に使われた云々で木くずが入ることによってガス発生という根拠になるのかと思いましたので、石こうボード等が考えられるのであれば複数の原因が今想定されているという理解でいいわけですか。

○知念建次文化環境部長 ある意味ではいろんなことを想定して調査をする必要があると思います。

○比嘉京子委員 5月22日にこの調査に入られて、現在まで結果が出ていない理由は何か。

○知念建次文化環境部長 経過を申しますと、まず5月22日に地元のほうからクロルデンが検出されたという知らせが県にありました。それを受けて、基本的には事業者に再度同じ調査をしてもらおうということで事業者と同じ調査をしてもらいました。その結果を受けて、先ほど安里環境整備課長が言いましたように、それを地元の方にその結果状況を含めて説明をしに行ったのが6月18日でありまして、その状況を受けて、地元の方々からは県で再度きちんとした調査をしてくれということがございますので、今その事業者の聞き取り調査等も含めて調査を行っているところであります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第72号に関してお尋ねしますが、ここで指摘されているクロルデン、六価クロム、ガスのところではシアン化水素、硫化水素等々が陳情の中には入っておりますが、これは自然界にもそれぞれあるものですか。

○知念建次文化環境部長 六価クロムは自然由来がある場合も考えられますが、そのほかのものについては考えにくいというところです。

○仲村未央委員 それから濃度に関しても、先ほどは基準が設定されていないということでしたが、ここにあるような平均値の390倍のものであるとか、その六価クロムに関してもかなりの高濃度という印象を持つのですが、今言う六価クロムに関しても自然界にこのような濃度で検出されるということがありますか。

○知念建次文化環境部長 自然由来でそのような数値が、自然由来であるのかどうかということについては、その自然の状況というのはいろいろと違いますので一概には言えないです。今の数値が水質環境基準、地下水環境基準の基準値の中ではあります。自然由来というのはその自然の状況によって高くなったり、低くなったりというのがありますので、この地域においてそういう自然由来の状況がどれぐらいで、それより高い数値だったかどうかというのは、もとの数値をとらえていないものですから、それは状況として把握しております。

せん。

○仲村未央委員 六価クロムはとりあえずおいて、クロルデン等が自然にはないということでありましたが、安定型最終処分場内においてクロルデン類が検出されるということは、いずれにしてもこれが廃棄物から検出された、廃棄物等の持ち込みによってこの場所に発生をしているという状況については間違いないことと確認できますか。

○知念建次文化環境部長 廃棄物に付着したものであろうということは、まず間違いないと思います。その廃棄物が何であったかということの調査をきちんと特定しないとイケないということです。

○仲村未央委員 今回、検出のきっかけになったのは読谷村の独自の調査に基づいての訴えでこれが出てきているわけですが、通常、県は許可権者として許可を出すという立場から処分場の管理体制、そこでどういった有害物質が発生しているかどうかをどのようなペースで、どういった手法で確認されていますか。

○知念建次文化環境部長 県で年に2回定期的に点検チェックしている項目としては、地下水と浸出水があります。それについては事業者にはデータをチェックするように義務づけてそれを報告するということなので、県はその報告を受けてチェックするというのを年2回定期的にやっていることです。クロルデン類については、地下水と浸出水のデータチェックの項目に入っておりません。

○仲村未央委員 そうであれば今回の陳情に基づいて読谷村が確認した上でこのような訴えがなければ、県がクロルデン等の有害物質について把握することはシステム上できないということになるのですか。

○安里健環境整備課長 一般海域等の調査項目としては入っているようですが、この件については特にやられていないという状況です。

○仲村未央委員 結局、通常はどういった処理状況にあって、その安定型最終処分場と言われる中でどういった管理体制にあるかということも基本的には事業者の年2回の報告に基づくチェックであるということ。そして、今回の対象になっているクロルデンについては県が知り得るということは、今の管理体制

の中では主体的には許可権者としてはできないという答弁と理解してよろしいですか。

○安里健環境整備課長 今回の法律上その位置づけがないということで、それに特定して調査ができていないという状況です。

○仲村未央委員 これまで各産業廃棄物の業者が自己申告に基づいて、かつてこういった県がチェックの基本的な項目に入っていない有害物質が検出されたということの報告があった例がありますか。

○安里健環境整備課長 すべての事例を掌握しているわけではありませんが、ここ数年はないということです。

○仲村未央委員 それでしたら、今回読谷村が基本的に調査をしてこのように県に報告、訴えがなければ、そのままの状況でこういった基本的には自然由来ではない、自然界にはないはずのもの、しかも安定型最終処分場で基本的には持ち込まれない、あるいは法内のものを持ち込んでいけば検出されないであろうというものが持ち込まれているということに対しては、非常に深刻な状況にあると思いますが、その件に関してはどういった認識でしょうか。

○知念建次文化環境部長 1つに安定型最終処分場に持ち込まれない、絶対に持ち込まれないということは単に言えないことです。瓦れき類に付着していることはあり得ると思います。ある面、管理マニフェストなどの項目の中に入っていないので、確かにクロルデンそのものをチェックすることは今のマニフェストの中ではないのですが、その搬入する品目の中に付着するという分では可能性があります。それ以外の品目に付着して入った場合については、廃棄物処理法違反になりますので、それはきちんチェックして対処していきたいと思います。

○仲村未央委員 そしたらそれこそ問題で、結局想定される有害物質が持ち込まれる可能性もあると知りながら、それをチェックする体制は基本的にはないわけですね。許可の側からして。それを主体的に過去に業者が報告した例があるかと言うと、記憶にあるところの範囲ではないということですから、非常にそれが日常的にされている可能性もある。たまたま今回この読谷村のほうからこういった陳情が上がって発覚したとなれば、それこそ村民が納得するよう

な調査をしてほしいということに対しては、もっと重大な責任の立場から早急にそれを対応しなければいけないのではないですか。

○友利弘一環境企画統括監 ちよつとお答えにならないかも知れませんが、廃棄物の一般的な処理の流れということでお話をしたいと思います。まず、排出事業者がおります。その事業者は委託基準に従ってやるということで、そのものが特別管理産業廃棄物に該当するか否か、あるいは有害な産業廃棄物に該当するものがあるかどうか、また有害に入りますが石綿含有産業廃棄物であるか否かというものがあって、それを書面によって委託契約を提示しなければならないということで、委託する場合は委託する産業廃棄物の種類、量、運搬の最終所在地、処分する場所の所在地、施設の処理能力、それから適正処理のための必要な情報としては、産業廃棄物の症状や腐敗、揮発性症状の変化に関する事項、その他それを取り扱うときに注意すべき事項なども必要な情報をやる。それで委託契約は収集運搬業者、処分業者のそれぞれと契約をするということになります。そのときには廃棄物の引き渡しと同時に、先ほどから話が出ておりますマニフェスト、産業廃棄物管理票と言いますが、その交換をやる。まず、収集運搬されます。これはもちろん収集運搬のときも基準に従って運搬いたしまして、中間処理に持っていくわけですが、中間処理業者はそのマニフェストの産業廃棄物管理票に基づきまして品目、量などの必要な情報等を確認し、その基準に従って破碎などの中間処理を行う。そして残ったものについては、最終処分をいうことになるのですが、最終処分に当たってもマニフェストによる品目、量などの必要な情報の確認と同時に安定型最終処分場の場合は安定型品目以外の搬入防止ということで展開検査、目視ですが、そういうものをやって処理基準に従って処分をするという手順になっております。

○仲村未央委員 先ほど知念文化環境部長がおっしゃるように、いつでも何らかに付着して有害物質が持ち込まれる可能性があるということ想定しているのであれば、今の管理体制に基本的に欠陥がある。そのことが想起できないような仕組みになっているということを指摘されてもしょうがないというような状況にあるかと思います。読谷村民のほうは、やはり営業許可の更新が間近に迫っている目前に際して、今調査の結果を待ちながら、これがうやむやな格好で8月20日を超えるのではないかとということ非常に懸念していらっしやると思います。そういう意味では8月20日のタイムリミットとして、ぜひともそれまでには納得いく形の結果を示していただきたいと思ひますし、できれば先ほど来言うような形でボーリング調査等々も行うべきだと。事後処理であっても、

やはり誠意を尽くすべきだと思いますが、その8月20日までのその期限内にできるかどうか。そして、今以上の調査体制、管理体制というものをどのように考えているのかお尋ねします。

○知念建次文化環境部長 先ほど友利環境企画統括監が話したマニフェストの中で24項目の有害物質が指定されており、クロルデンはその中に入っておりません。クロルデンについては、昭和61年に製造が禁止され、製造されておりませんので、今の有害物質の24項目の中に入っていないということだと思います。そういう意味で今回クロルデン類が検出されたというのは、1つの特殊なケースとして我々が取り扱う必要があるかと思えます。そういう観点からしても何によって、どういう原因によってそれが検出されたか、どういう経路で搬入されたかなどについてはきちんと調べるつもりです。それが8月20日に可能な限り間に合わせるように調査を行っていきたいと思います。ただ、8月20日の許可期限が来て、自動更新はありませんので、これはきちんと判断された上で許可、不許可の判断は調査結果によって行うということですのでそれは御理解いただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。次に、教育委員会関係の陳情第35号外9件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。
仲村守和教育長。

○仲村守和教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審議対象は、陳情10件でございます。

説明資料の1ページをお開きください。

陳情第35号の石垣市における小学校低学年の30人以下学級の実現を求める陳情が、石垣市議会議長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で、下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。

今後の計画につきましては、30人学級制度設計検討委員会において検討しているところであります。

次に、説明資料の2ページをお開きください。

陳情第40号の30人以下学級の早期実現を求める陳情が、沖縄県女性団体連絡協議会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 30人学級の実現につきましては、陳情の趣旨が陳情第35号と同じでありますので、処理方針は陳情第35号に同じであります。

2 予算措置・環境整備につきましては、30人学級制度設計検討委員会において検討してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の3ページをお開きください。

陳情第50号の沖縄県立図書館八重山分館の存続に関する陳情が、沖縄県立図書館八重山分館の存続を求める集会実行委員会委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県立図書館八重山分館につきましては、沖縄県行財政改革プランに基づき、市町村との役割分担など、そのあり方について検討を重ねてまいりました。

その背景としまして、平成13年7月18日付文部科学省告示で、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスができるよう公立図書館の設置に努めることとしており、現在、石垣市では市立図書館が設置されております。

また、直近5年間の八重山分館の貸出冊数は、石垣市立図書館の5.5%と少ない状況にあります。

さらに、八重山分館は築34年と施設が老朽化しております。

こうした中、本県の厳しい財政状況の中にあつて、八重山分館の維持・運営が大変厳しい状況となることなどから総合的に判断したものであります。

なお、八重山分館が所有している郷土資料等を石垣市立図書館や学校等に寄贈するとともに、当該地域の図書館サービスが低下しないよう、一括貸出や相互貸借などの利用促進を図り、その支援・充実に努めてまいりたいと考えております。

八重山分館の廃止につきましては、現時点では、地域住民の理解が得られていない状況から、今後とも引き続き地元の理解を得て進めてまいります。

また、資料6ページの陳情第59号、10ページの同第66号、11ページの同第67号、12ページの同第82号につきましては、陳情の趣旨が陳情第50号に同じでありますので、処理方針は陳情第50号と同じであります。

次に、説明資料の4ページをお開きください。

陳情第57号の2009年度政府教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する陳情が、沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 教職員定数改善計画の策定につきましては、これまで全国都道府県教育長協議会等を通して、国に要望してきたところであります。

今後とも、国に要望してまいりたいと考えております。

2 義務教育費国庫負担制度につきましては、教育の機会均等と教育水準の維持向上に大きな役割を果たしているものと考えております。

当該制度につきましては、三位一体の改革において負担率を3分の1に引き下げ、その不足分を地方交付税等により措置することとし、制度を堅持するに至ったもので恒久的な意味を持つものと認識しております。

なお、義務教育に係る財源の保証については、全国都道府県教育長協議会等を通して、関係省庁へ要望してきたところであり、今後とも要望していききたいと考えております。

3 これまでも必要な教育予算の確保に努めてきたところでありますが、今後とも、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望するなど教育予算の充実に努めていききたいと考えております。

4 教職員の給与費につきましては、必要な財源が確実に確保されるよう全国都道府県教育長協議会等を通して関係省庁へ要望してきたところであり、今後とも要望していききたいと考えております。

また、国におきましては、平成18年度に行われた教員勤務実態調査の調査結果を踏まえ、教員の給与制度等について検討がなされているところであり、国の動向を見守っていききたいと考えております。

次に、説明資料の7ページをお開きください。

陳情第63号のサッカー専用スタジアムの早期建設に関する陳情が、社団法人

沖縄県サッカー協会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

観客数2万人以上収容可能なサッカースタジアムの建設は、国際大会やJリーグ等のプロの公式試合が誘致可能となり、青少年に夢と希望を与えるとともに、県のスポーツ振興及び観光リゾート産業の振興にも大きく寄与するものと考えます。

県教育委員会としましては、平成20年3月に関係部局、関係競技団体等で構成するサッカー競技場整備に関する調査・検討連絡会議を設置し、サッカー専用スタジアムについて鋭意検討を重ねているところであります。

用地や建設費、管理運営主体等の課題があることから、今年度は先進県への調査を行い、施設の規模や形態、管理運営費や他産業と連携した多目的利用及び天然芝と人工芝の併設等、総合的に調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

なお、県内には専用サッカー競技場が5カ所あり、その他、大会会場として奥武山陸上競技場、県総合運動公園陸上競技場、蹴球場や各市町村の陸上競技場・多目的競技場等が利用されております。

次に、説明資料の9ページをお開きください。

陳情第64号の戦争のできる国民づくり教育に反対する陳情が、沖縄県中頭退職教職員会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

2 新教育基本法は、第164回通常国会及び第165回臨時国会において審議され、平成18年12月22日に平成18年法律第120号として公布・施行されました。

県教育委員会としましては、新教育基本法の趣旨を踏まえ、国の教育改革の動向や社会の変化並びに県民の教育ニーズや本県の教育課題に適切に対応した教育行政の運営を行ってまいります。

以上で陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 1 ページの陳情第35号と2 ページの陳情第40号の30人学級についてお聞きいたします。今年4月から29クラスで実施されたということは大変評価できることではないかと思えます。それについてと、今後についてお聞きします。今回、実施対象となりました条件、本会議でもありましたが3月後半ぎりぎりになって対応ができなかったという現場の声や自分たちもしっかりやってほしかったといういろんな声が現場から上がっているかと思えますが、対象になった条件とここに書いてあります加配定数の範囲の中でという説明を少しお願いします。

○仲村守和教育長 30人学級の平成20年度の実施につきましては、本会議でも申し上げましたけれども約73%の学級で実施をいたしました。今後につきましては、現在30人学級制度設計検討委員会を設置しておりますので、今後の市町村の施設の状況との調整や加配定数の調整を検討しながら、今後小学2年生まで広げることができるのか、あるいは現在73%で、あと27%実施しておりませんので、そういう小学1年生すべてに実施するように働きかけや調整を行うのか、小学1年生のみなのか、あるいは一、二年生で学年進行までいってできるのかどうかなどのもろもろのことを鋭意検討しているところです。

○比嘉京子委員 3月末ぎりぎりに通達が行われたという背景は何でしょうか。

○仲村守和教育長 国の定数の絡みがありまして、本県としては国の加配定数を使ってやっておりますので、去年は604名の加配定数がございましたが、その定数を使って30人学級に回していったということで、去年の実施につきましては市町村とのやりとりもやってきましたが、空き教室がない市町村においては実施ができなかったという状況もございますので、それについては今後とも調整をしていきたいと思っております。

○比嘉京子委員 その予算というのは加配だとおっしゃったので、県の財源からではないという理解でよろしいでしょうか。

○仲村守和教育長 県の厳しい財政状況でございますので、県の予算ではなく国の加配定数を使って実施しているということです。

○比嘉京子委員　今まで30人以下学級を実施していない場合、この29人はどこに配置されるべき人たちが小学1年生の30人以下学級に回ってきたと考えてよろしいでしょうか。

○仲村守和教育長　指導工夫改善の定数であり、少人数学級、あるいは少人数指導の授業のために定数に使われておりますので、昨年度は全国学力・学習状況調査で最下位という結果もあり、特段、沖縄県にプラスアルファの加配があったということもあり、それも活用して30人学級を実施したということです。

○比嘉京子委員　去年はすぐに仲村教育長も上京なさって、特段の御配慮をとお願いを文部科学省にやったかと思いますが、例えば去年は例年より配慮があったと理解した上で、それを回していわゆる30人以下学級をつくった。そうすると、今年からの見通しというのは国頼みというのは変ですが、国の人数以下によって3月ぎりぎりにならないとふやせるのかどうかの見通しがつかないという理解でよろしいでしょうか。

○仲村守和教育長　そうではなく、それ相当の定数は今後確保できていくものと思っておりますので、そういうことで30人学級が来年できなくなるというのはないと思っております。今後とも定数確保については、また国にも要望してまいりたいと思っております。

○比嘉京子委員　結局は30人学級制度設計検討委員会で議論されているのは、今後の予定について議論されているわけですね。そうするとここで予定されていて一般財源からどれだけ出そうというのがないと、幾ら自分たちの予定を立てていてもある意味でどれぐらいくるかわからないという状況の中では財源の厳しい中から出せないというのがあればどうでしょうか。思いどおりに小学1年生を全部やって、次年度小学2年生に入ってとかという予定の見通しは立てられるのでしょうか。

○仲村守和教育長　比嘉委員がおっしゃるようにそういうことも含めて、今後どういう形で広げていくかということも含めて検討しているというところですので、今のところは加配措置でやっていこうということです。そういう県の財源云々で実施するというところは検討していないということです。

○比嘉京子委員 来年4月にあとの27%のめどはどうでしょうか。

○仲村守和教育長 それが実際には空き教室がなくて実施できなかったというのと、あるいは下限25名を設定しておりますので、例えば人数が31名であれば一律実施となりますと15名と16名のクラスに分けないといけないわけです。そうするとどうしても人数的に少なくなりますので、活力が失われていくということで我々としては下限25名を設定いたしまして、1クラス25名いてほしいということでやっておりますので、それで下限25名に満たないという学校と施設の状態が対応できなかったという両方があるかと思っておりますので、それについてこの27%の学校については今からやりとりをして、どうなのかを検討していきたいと思っております。

○比嘉京子委員 教室のせいにするとも幾らでもできるのではないかと思うのですが、資料があるのですが、30.2名で実施されたところと25名ぎりぎりでも実施されたところ、27名、29名でも実施されていないところもあるようなんですね。そうすると教室にあきがなかったと言っていくのかというと、やはり教育の機会均等という面で子供たちにそういう言い訳で押していくというのも今後どうかと思うのですが、もう少し積極的に小学1年生をいつまでに実施していくというきちんとした姿勢が大事ではないかと思うのですが、数字的に見ると必ずしもフェアとは言い難い数字があると思うんですね。そこら辺において、それが例えば教室の問題でありましたと言われて行くのかどうなのかを含めて、来年の小学1年生の見通しはしっかりと教育長が表明していくというのは難しいのですか。

○仲村守和教育長 この27%の学校が割と都市部の学校にあるわけですが、地方の場合にはやはりそういう形で実現ができていますが、どうしてもクラス数にあきがないというところで難しいという状況がございましたので、来年度空き教室ができていくのかということについては、学校側と市町村の教育委員会と協議をしていかなければいけないと思っておりますので、100%できますということはここでは表明できないと思っております。

○比嘉京子委員 今回は初めてだったということもあろうかと思いますが、現場ではもっと早く言ってくださればあけられた教室もあったといういろんな声が聞かれますので、やはり可能性が有りますということをもっと早く提示しておくことによって教室がないという返事にならない準備時間をぜひ与えてい

ただきたいと要望しておきます。

もう一つは、陳情第50号、陳情第59号、陳情第66号、陳情第67号 陳情第82号の県立図書館八重山分館の件に関してですが、陳情の処理方針に現時点で住民との理解が得られていないから今後とも引き続き地元の理解を得てまいりますという以外に、一括貸出や相互貸借などをしていきたいとありますが、これを具体的に御説明をお願いします。

○仲村守和教育長 今、県立図書館八重山分館は築34年になります。設置されたのが1914年ですので、八重山地域では本当に親しまれてきた図書館だと思っております。平成2年に石垣市の図書館ができておりますので、その前までは県立図書館八重山分館のほうで八重山地域の方々は利用して、勉強なさってきただろうと思っております。今、八重山地域のほうに石垣市立図書館ができたということで、現在、与那国町と竹富町には図書館がございませんので、そのサービスのためにあるわけで、移動図書館というのを県立図書館八重山分館でやっておりますので、それについてももし廃止しましても、これは県立図書館本館のほうで継続していく、そして一括貸出—団体貸出と言っておりますが、約400冊を1回で貸すわけです。そういうこととか、相互貸借なども継続して残す。与那国町や竹富町の図書館の読書活動のサービスが低下しないように県立図書館のほうできっちりやりますと。移動図書館のサービスも今は県立図書館八重山分館でやっておりますが、それも県立図書館本館に引き継ぐという形で、我々としてはサービス低下をさせないということで提案をしていきたいということです。あと1点は、今8万冊の蔵書が県立図書館八重山分館にあるわけです。大体、各学校、高等学校でも1万冊あればいいほうなんです。それが8万冊ありまして、八重山地域の郷土資料として1級品の資料等がたくさんありますので、それも本館へ持ち帰らないで、八重山のほうに贈呈していこうと。それを残していって、そのコピーは本館へ持って行って、原本は八重山地域の市立図書館や学校へ寄贈していこうという方針を持っており、そういうことも地元とのほうできっちり理解ができてないようでありますので、それは今月の末、今議会が終わりましたら出向いて説明をしていくということです。

○比嘉京子委員 図書館そのものの機能と蔵書については検討しているという理解ができたと思うのですが、18年前に石垣市立図書館が建設されているから、そこで担ってもらおうではないかとか、この廃止の理由というのが市民には矛盾だと、だったら18年前に言うべきではなかったのかとか、それから今のようにそちらの都合でというのであれば、特に地方のほうこそ強化していくべきで

あって、那覇市立図書館と県立図書館が隣り合わせにあるのではないかと。もっと恵まれている所に残していながら、どうしてこういう所から切っていくのかと、いろんな皆さんがおっしゃった理由についての論破がかなりされているわけですが、今のように一部の機能を残してということでおさまるかどうかということも踏まえて、やっぱりあったものがなくなるということの大きさ、あったものがなくなっていくということの地方における強化こそしなければいけないところをなくしていくということが大変温度差を感じています。こちらのやりとりと市民が受けている感情と大変温度差があるなどいつも思うわけですが、今のことも含めて納得いく議論、ぜひ皆さんにいい知恵を出して、あるものをどうやって強化していくかという方向を御検討いただきたい。なくしていくということではなく、もっと強化するためにどういう知恵が出せるのかということをご議論いただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 陳情第57号からお尋ねしたいのですが、教育予算を国に求めるということですが、この学校施設整備費の関連で県立沖縄工業高等学校のプレハブ仮設校舎で40度の高温になってもクーラーがなかったと。あとほかにも改築中のところがあって、県立久米島高等学校のほうからこの報道があって、7月10日午後3時40分ごろの室温が四十、四十一度になって、県立沖縄工業高等学校とほとんど変わらないプレハブ仮設校舎の状況が寄せられているんです。私は一般質問でもお尋ねしたのですが、国の教育予算が少ないからといってそのままできるものでなく、異常な状況の中で教育を受ける状況にない教室を同じように県立久米島高等学校にもクーラーを設置すべきだと思いののですが、これについてお尋ねします。

○仲村守和教育長 県立沖縄工業高等学校のプレハブ校舎の中の室温が高いということで、健康不良の子供たちがたくさん出てきたということでマスコミ報道されまして、私も出向いて視察へ行きまして、文教厚生委員も行かれたということで状況はよくおわかりだと思っておりますので、その状況を見て教育委員会としては熱中症の子が出てきているという状況に真摯に対応しないといけないということで、プレハブ校舎に冷房機のリースをするので約1500万円かかるんですね。その予算の工面でこれまで躊躇しておりましたが、健康、命を優先しようということで、まずは取り付けるということを発表し、財源について

はこれから探していくということです。そういうことで9月までには設置していくとしておりまして、そして今後につきましては来年度からは普通教室にプレハブを使用するときには当初の予算の中にプレハブ校舎設置には必ず冷房機を入れて、見積もりで入札していくという仕組みをつくって、必ずプレハブ校舎で普通教室を使うときには空調設備を入れるという形で対応していきたいと思っております。西銘委員からお話があります県立久米島高等学校、県立宜野座高等学校、県立与勝高等学校のほか、その学校についても調査をしておりますので、子供たちがどういう状況にあるかをきっちり把握して、適切に対応していきたいと思っております。

○西銘純恵委員 久米島町は海に囲まれているから少しは気温が低いのかという話も出たようですが、やっぱり四十、四十一度という状況がございます。そして、普通教室というのは、県立久米島高等学校では7教室ということで場所によっても、改築の内容によっても違いますよね。そういう意味では、県立沖縄工業高等学校も1500万円かかるという答弁がありました。これをもっと落とすことができるやりとりなどいろいろ耳にしておりますので、そこら辺は工夫されながら前向きに、今現在暑くて授業どころではないし、命と健康にかかわるということもおっしゃいましたので、今現在の改築中のところを適切に2学期から普通教室にクーラーが設置できるようにぜひやっていただきたいと思っております。

あと陳情第35号、陳情第40号の30人以下学級について質疑を行います。今年、小学1年生のすべてではないけれども加配をつけてやったということですが、私は知事が県民に公約した30人学級の実現というのは、何よりも優先にしてやらなければいけない。これは知事の県民に対する約束だと思っております。ですからこれは今年の新学期直前になって調査して、とりあえず加配をとるものでは済まない。そして30人学級制度設計検討委員会の最中だと言われるのですが、学級としてやるのであれば普通学級ですから、やはり担任教師を正規でちゃんとつけていく。何名必要なのか。そして、いつまでに何年生まできちんとした計画、空き教室がないところは今度は見送ったということがありますが、都市部になるほど過密状態で空き教室はないんですよ。ですから、この施設の問題も30人学級をやるというのであれば、実際空き教室がどれだけあって、施設としてどのように整備しなければいけないとか、教師は何名必要か。これを財政的な面から既につかんで、その上で今検討に入っているのかと思っておりますが、これについてお答えください。

○仲村守和教育長 我々の方針としましては、当面は小学一、二年生という低学年で実施ということでお話を申し上げてきまして、小学一、二年生というのは生活集団で学校にまだなれないような子供たちですので、まず小学一、二年生で実施して、小学3年生以上は学習機能集団と言われておりますので、まずは小学一、二年生を実施して検証をやっていこうということで実施してきましたが、当面は加配定数で措置をしていくということですので、できれば小学1年生に今年度も100%、私は2月議会で78%ぐらいになるだろうという話を申し上げたのですが実際は73%しかできなかつたとなっておりますが、それも学校、市町村教育委員会のやりとりの中でここまでしかできないですと。施設も面もありますので、今はもう走りまわしたので今後は市町村教育委員会を中心にして各学校で30人学級ができる教室はどうかということで調査も入っていくと思いますので、まずは小学1年生でのぜひ100%の実施を私はやりたいと思っております。

○西銘純恵委員 当面は小学一、二年生ということですが、当面というのはいつまでの実施という意味ですか。

○仲村守和教育長 やはり予算、県の財政的なものがありますので、そういうのも勘案して、今後どこまでできるかどうか話し合いをさせていただきたいということで、当面ということで御理解いただきたいと思っております。

○西銘純恵委員 当面というのは数年もあれば、言葉としては全く不確かなものなんですよ。それで教室の調査も市町村に任せるということですが、これは知事が公約したことについて本当に公約を実践するということが知事自身にあるのでしょうか。今の答弁を聞きましたら、とりあえずできるところはやっておきましょう、当面というのもいつになるかわからないということにしか受けとれないんです。政策的に知事が財政をどれだけ投入して、無駄があればどこの無駄を削ってということをやるとべきだと思っておりますよ。そこら辺について、まだ約束したことを実行するという立場からの取り組みになっていないのですが、これについてどうですか。

○仲村守和教育長 知事の答弁のようになり難しいですので、知事が公約として掲げておりますので、30人学級の実施については責任を持ってやっていく立場だろうと思っておりますので、それで当面低学年で実施させていただきますと申し上げているわけです。

○西銘純恵委員 具体的にお尋ねします。知事からいつまでにどのような計画を持って30人学級を実施してくれというやりとりはあったのでしょうか。

○仲村守和教育長 これはございません。これは教育委員会の裁量に任されておりますので、教育委員会として30人学級の実施ということについて、いつから実施するかということについても教育委員会に任せられましたので、我々としては去年から30人学級制度設計検討委員会をつくっておりますので、引き続いて今年もその方向へ向けて研究していくということです。

○西銘純恵委員 わかりかねるのですが、政策的にこれをやる。財政的にもここを実行できるようにやるので、いつまでに計画が実現できるのか。今年度は幾らの財源があればいいのか。そういうことがなければ、実際は絵にかいたもちになるわけです。そこら辺の詰めと言いますか、それはなされてしかるべきだと思うのですがいかがでしょうか。

○仲村守和教育長 県は財政的に非常に厳しい状況でありまして、職員の給与をカットしたりという状況ですので、我々としては加配措置でまず小学1年生から導入できると考えましたので、そういう形で今実施しているところでして、財政的にどうなっていくかということについては今後また財政当局とも話し合ってみたいと思います。

○西銘純恵委員 私は知事自身が小学1年生の73%は知事が公約したことがかなっていると思込んでいると思うんです。実際、そうはなっていない。仲村教育長の段階で独自に財源も何もないけれども、たまたま国の加配をとって、たまたま空き教室がありましたのでやりましたでは、本当に無責任だと思うんですよ。ですから、知事が公約したことをどう実践しますかという立場で、もっと積極的に知事に財政的なものも含めて、教員が何名必要で教室がどれだけで、市町村の財政負担もありますから市町村に対する施設整備のための手だてをどのようにするとか、もっとシビアにやらないといけないと思うんです。これについて今後どのように考えていらっしゃいますか。

○仲村守和教育長 財政的な面も含めて、財政当局とも今後話し合っていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 知事を抜いて、仲村教育長が独断で加配を使って30人学級を小学1年生の一部にやったとしか受けとれないものですから、やはり公約を実践していくという立場でこの委員会の中でもありましたということで、しっかり財政の問題も含めて30人学級制度設計検討委員会の中でこれから計画するのでは、とてもじゃないけれども県民は納得できません。以上、要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 2点ほど聞かせてください。ただ今の陳情第35号の30人学級の関係ですが、知事の公約は30人学級を義務教育すべてで実施するというのが公約なのですか。それとも小学一、二年生の低学年において実施するというのが公約なのですか。

○仲村守和教育長 知事の公約は小学校に30人学級を実施するというので、義務教育の中学校は入っておりません。小学校ということです。

○仲村未央委員 それではその小学校で30人学級にするということが、この4年間の到達目標みたいなものについて、先ほどのやりとりで特にこの件に関してはいつまでということ知事から言われていないということですが、教育委員会として30人学級を今の知事の任期内にどれぐらいまで持っていくのか。当面、小学1年生ということでしたが、4年間かけて小学1年生でやろうとしているのか。小学校を4年間かけてやっっていこうという、そういうスケジュールについて今の段階ではどのような検討があるのでしょうか。

○仲村守和教育長 先ほども申しあげましたように、低学年で実施したいということは、小学一、二年生ということなんですよね。小学1年生についても73%の実施でしたので、できれば小学1年生を100%にまず持っていきたい。そして、小学2年生は実施した小学1年生がいますので、学年が進行すると小学2年生になりますので、その小学2年生まで実施できるかどうかを含めて、そういうことも施設状況もありますので、そういうことを30人学級制度設計検討委員会の中で今議論をしているというところです。

○仲村未央委員 次に、陳情第50号についてお尋ねいたします。今、県立図書

館は何館あるのですか。

○仲村守和教育長 県立図書館は那覇市与儀に本館、分館として宮古地域、八重山地域にございます。

○仲村未央委員 今、教育委員会の陳情処理方針の中に市町村との役割分担でそのあり方を見直していきたいという前提があるようなんですが、その市町村との役割分担の中では、那覇市との関係の中では今の本館機能に関してはどのような整理がなされるんでしょうか。

○仲村守和教育長 本館はたまたま那覇市にあるわけです。これは浦添市でも宜野湾市でもいいわけです。やはり41市町村を本館で支援、指導していく。未設置の市町村に対しても指導を入れていくというのが本館ですので、本館と那覇市図書館がたまたま隣り合わせにあるわけですが、それが必ずしも那覇市になくとも本来いいわけです。たまたまあったというわけであって、必ずしも那覇市を特化して読書活動を推進しているわけではないのです。

○仲村未央委員 どうしてそういう聞き方をするかというと、この陳情の趣旨の中に県立図書館八重山分館を不要と見なされるということに対して、財政的な面からそれを切り捨てることを先島差別という言い方でその趣旨に入っているものですから、そこら辺について県立図書館の全体的な機能の中で今回真っ先に八重山分館、宮古分館がターゲットにされていることに関してどのような認識でいらっしゃいますか。

○仲村守和教育長 差別とか、あるいは先島の切り捨てとかいうものではなく、まずは、築34年という県立図書館八重山分館となっておりますので、やはり老朽化が非常に激しいわけでコンクリートの剥離などが出ている状況で、例えば兵庫友愛センターは1950年、築33年ぐらいで剥離が出てきて今は閉めているわけですが、そういう形でコンクリートの剥離、落下するという状況が出てくると閉めざるを得なくなるわけですね、耐力度調査等をやっていますね。それで我々としては、そういう安全面も老朽化で非常に心配しております、そういう面で前もってお話をして、すぐに閉めるわけにもいきませんので、この蔵書の8万冊はどうするかなどの話し合いもしていこうということ。そして、沖縄県行財政改革プランにもありますが、そういう形で今後閉めざるを得ないときに八重山に果たしてその場所に新たに図書館の改築ができるかというときに、

これも県民からすると石垣市立図書館があるのにまた八重山地域に県の分館をつくらないといけないのかということ、理解が得られるかどうかということも、私としては危惧するわけですので、我々としては先ほど申しあげましたように与那国町と竹富町をいかに支援するかということが残っておりますので、それについてしっかりやっています。移動図書館も引き継いでやりますという形で理解を得て進めていきたいと思っております。

○仲村守和教育長 あと処理方針の中での市町村は図書館サービスができるように設置に努めることとするということを強調されていますが、県は基本的にどうしなければならないのですか。この情報の提供、これまで古くなつたとおっしゃっていますが古くなるのは当然だと思うんですね、建物ですから。それが古くなるに至るまでに本来どうしなければいけなかったのか。特に先島においては、あれだけの方々がいらっしゃって日常からの情報の格差を非常に感じていらっしゃると思われるんですね、この陳情の趣旨からすると。そういう中で県は十分な対応をこれまでやってきたということなんですか。

○仲村守和教育長 これまでコンクリートのひび割れなどについて修復したり、いろんなことをやってきておまして、そして利用につきましても新刊書が入ったときにはチラシを各小中高校に配ったり、いろんな形で取り組みをやっておまして、それにしても実際に5.5%の利用率しかない。行って見ておわかりだと思いますが、石垣市立図書館の場合は広さにしてもこの分館の6倍の広さがあって、小学生が図書館に入って自分で勉強する場所が確保されておまして、そういう面でも石垣市立図書館の活用がなされている。それに比べて、県立図書館八重山分館の場合は老朽化もしておりますし、そして利用率も悪い、子供たちも非常に少ないという状況もありまして、そういうことからするとやはり8万冊の蔵書を寄贈して、我々としては閉館に持っていきたいという方針を持っているわけです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 陳情第57号についてお尋ねします。義務教育費の国庫負担金が2分の1に減らされることによって学校現場においてどのような影響が出てきているのかお尋ねしたいと思います。

○仲村守和教育長 以前は2分の1の国庫が義務教育費の負担で、それが全部税源移譲でゼロになるというのが平成16年にありまして、そのときに文部科学省も一緒になって財務省と戦ったわけです。それが3分の1になったということで、しかしながらその財源措置はきっちりやりますということができて、我々としては義務教育費の国庫負担というのは一応は恒久的に担保ができたという評価をしております。そして、財源にとってはやはりこれからも減らないように、確保についてはずっと全国都道府県教育長会議で要請をして減らさないようにということをやっております。

○岩井健一教育庁管理統括監 義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことに関しては、国のほうで税源移譲とそれから税源移譲された場合にはどうしてもでこぼこがあるものですから、その差を均衡するために交付税措置をされておりました、財源的は先ほど教育長が申し上げたとおり確保されているということで特段の影響は生じていないと理解しております。

○渡嘉敷喜代子委員 図書費が別のものに流用されたということも、このようなことから本当に影響がなかったのかどうかを思うのですが、本当にそうなんですか。

○岩井健一教育庁管理統括監 図書費の流用に関しましては、地方交付税措置に関する問題でございまして、地方交付税というのは団体間の財源のばらつき、財政力の格差等を縮小、バランスを図っていくということで財源保証といった機能を持つものですが、使い道は一般財源なんです。その地方交付税の交付に当たっては、国は法律でその使い道に関しては条件をつけてはならないと、あるいは、使途制限してはならないと定められておりますので、あくまでも交付税の使途に関しては市町村の自主的な判断に基づいてやっているということで図書費につきましては交付税算定基準というものを想定してやっておりますが、これは交付税上必ずここに使わなければいけないものではないと、一般財源ですから。そういうことで基本的に流用ということはありません。

○渡嘉敷喜代子委員 この義務教育費が一般財源化されることによって、このようにして市町村ではほかの分野に流用されるということが現実にあるわけですね。ですから、市町村長によってそういう対応の仕方が出てくる、それぞ

れの市町村での教育に対する格差というのが出てきているわけですね。そのあたりについて、仲村教育長としては今後どのような指導をしていくのですか。

○仲村守和教育長 きのうちも本会議で申し上げましたが、これは地方交付税措置されておりますので、市町村長の裁量になってきますので、教育委員会としてはやはり予算の確保と適切な執行についてはお願いをしていくという立場しかございません。今、周知の通知文も出しておりますが、何らそれで強い指導ということもできませんので、ぜひそういう形で子供たちのために所要の予算を確保してくださいということの周知のお願いをやっているということです。

○渡嘉敷喜代子委員 処理方針の4番目に平成18年度に国が教員勤務実態調査をやったと。その調査を踏まえて、今後どうしていくというのをこれまでずっと仲村教育長は答弁してきていますが、2月議会においてもやはり県独自の実態調査のもとで現場にあったことを対応していくべきだというお話をしましたよね。いまだにそれがなされていないのかどうか。そして、このようにして陳情が出ているということは、40年前と比較しても増大してきた超過勤務の実態、そういうことも踏まえて本当に教職員の皆さんが多忙化していることにもつながってきているわけですから、そのあたりは本当に県として実態調査をいつやるのか。そして、それを生かして現場でどう対応していくのかということも含めてお尋ねしたいと思います。

○仲村守和教育長 渡嘉敷委員からの御指摘でぜひ今年の早いうちに実施しますとお答えしましたので、これは通知文、公文としましては7月3日付で各市町村教育委員会、各県立学校長へ通知をしております。調査依頼ですが、当面は7月7日から7月13日までの間に自分が家に持ち帰った勤務、家でやった仕事内容なども記録してくださいということで、本調査は夏休み期間中に先生方が少しゆとりができたときに本調査をやると。その本調査の前の予備調査として、前もって自分の家での仕事、学校以外での仕事内容についてメモを取っていただきという通知文を出しておりますので、今やっているところですので、これは早目にまとめて、県としてその中に実際に先生方が悩んでいる状況についても記入してもらいますので、いろんな形で我々は対応できるのではないかと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 教師の皆さんの持ち帰りの仕事というのが、今に始まったことではなく、以前からずっとあるわけですね。それを夏休み中にそれを

まとめてくださいということですが、今すぐにできないのかどうか。勤務時間中にでもできないのですか。

○仲村守和教育長 やろうと思えばすぐできます。できあがっていますが、メモしたり、自分が本当に持ち帰ったのが何時間何分と細かく記入するのがございしますので、それで夏休みに入ってからの方がいいのではないかと配慮したつもりなんです。

○渡嘉敷喜代子委員 通常、勤務中にそういうことを記録していかなければ、日記を同じように思い出しながらやるということはかなり難しいのではないかという思いもするんですよ。そんな時間が本当にとれないのかどうか。

○仲村守和教育長 一番忙しいのが学期末なんです。その学期末で忙しいときに先生方がどれぐらい持ち帰りの仕事があるかということ把握するために、この1学期末に設定しているわけです。いつでもできるようなものもありますが、やはりそういう先生方がどういう状況かというのを一番忙しいときの時間で持ち帰りを把握した方がいいのではないかということで、これは予備調査なんです。実際、家でどれぐらいやっているのか1週間分メモをしておいてくださいと。本調査を配りますので、これを夏休みでもやってくださいという抱き合わせの調査になっているわけです。すぐに記入するわけではなく、予備調査を前もって7月初めに出しているということです。

○渡嘉敷喜代子委員 この調査結果は、いつまでにまとめる予定ですか。

○仲村守和教育長 小、中、高、特別支援学校で1万3000名ですので、これはかなりの集計作業がかかると思っておりますので、早い時期にまとめますとしか話はできませんが、早い時期にやりたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 早い時期と言ったら、いつまでが早い時期かわかりませんので来年度からしっかりとこれを利用していかなければならないと思うんですよ。そのためにも早い時期ではなく、いつをめどに集計して、来年度から使えるようにしようということをもっと積極的な取り組みができませんか。

○仲村守和教育長 それぞれ先生方の悩みなどについても書き込むものですから、これを学校でどなたかが集計してくると、やはりいろいろと問題が生じま

すので、生資料を全部出してもらわないといけないわけです。本来、簡単なものは学校で集計してくると、ぱっとまとめてすぐできるわけですが、それができないという状況があるんです。そういうことでこれがコンピュータ処理等の予算確保もまだできておりませんので、それについては2学期中にはめどとして集計をしていきたいと思っております。

○**渡嘉敷喜代子委員** この陳情書の中にはないのですが、地域によっては用務員が削除されたりしていますよね。その学校においては、これまで用務員の皆さんがプリントとかやっていたものが教師みずからやっている、列をつくってやっているという状況もあるのだそうですね。そういうことも場所によってそうでしょうけれども、そういう状況に学校があるということをしっかりと仲村教育長は認識していただきたいと思います。そして、先ほどの話の中で学期末が忙しいというのですが、毎日が忙しいんですよ。正直言って、毎日持ち帰っているんです。学期末だけのことではないんです。そういうことで現場のことをしっかりと把握して、本当にこの実態調査が活かされるようにしっかりと頑張っていたいただきたいと思います。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○**仲田弘毅委員** 1ページの陳情第35号、陳情第40号について質疑いたしました。まずもって、県教育委員会の各先生方、沖縄県の児童生徒のために一生懸命頑張っていたいただいて、本当に御苦労さまです。30人学級についてですが、これは沖縄県では従来、長年の夢でありました。少人数学級を絶対に実施しなければいけないというのが私たち文教厚生委員会の各委員の意見でもありましたし、教育行政の携わっている方々はぜひ少人数、できたら20名、25名というのが意見でしたけれども、沖縄県知事として仲井眞弘多知事が誕生して、公約でうたったとおり昨年からは早速実施ということでほっとしているところであります。その少人数学級で県内の小学1年生から順次始めているわけですが、今まだ実施していない学校があるわけですよね。それが大体何校で何学級ですか。

○**仲村守和教育長** 現在、未実施は56校で学級数にすると169学級が未実施ということですよ。

○**仲田弘毅委員** 実施していない学校、学級で都市部の学校が多いという発言

が先ほど仲村教育長からありましたが、具体的にはどのようなになっていますか。

○山中久司義務教育課長 56校の未実施校があるわけですが、都市部の過密校で教室等が足りなくてできない学校が28校、それから25人の下限を設けておりますので、小規模の学校では25人を割ってしまうということで25人制限でできない学校が28校となっております。

○仲田弘毅委員 理由は、2つあるということによろしいですか。実施されていない学校の足りない教室、そして教職員の数もその分だけふえていくと思うのですが、その面の予算として大体どれぐらいの予算になりますか。

○仲村守和教育長 学級は今、空き教室のある学校を使っただいておりますので、我々としては教室を増設するとか、県としてはこれはできかねますので、あくまでも市町村の教育委員会で教室を確保していただくというところに30人学級を入れていくということです。

○仲田弘毅委員 先ほど財源の話がありましたが、大体行政の執行部で予算立てするときが一番最初に教育予算が削られているというのが普通の考えでありますので、教育委員会もぜひ頑張っていたきたいのですが、仲村教育長、同期のよしみで一生懸命頑張っていたきたいと思います。

次に、陳情第57号ですが、これは沖縄県教職員組合から教育予算の拡充を求める意見書であります。私は稲嶺知事のころに三位一体の改革で教育予算が国からの2分の1から税源移譲でもってほとんどゼロになる、これが3分の1になるという経緯も経験してきましたが、その三位一体改革の中でどんなことがあっても子供たちの教育の機会均等、そして沖縄県の教育水準の維持向上のためには絶対に教育予算は確保していただきたいという要請をした経緯もあります。そういった面で仲村教育長は、全国都道府県教育長会議等で文部科学省、いろいろなところにそういった面を訴えておりますが、その現状は大体どのような状況であるかというコメントをいただきたいのですが。

○仲村守和教育長 平成16年から平成17年にかけて、やはり義務教育費国庫負担につきましては、税源移譲でゼロになるという案でしたので、それに対しては文部科学省、日本教職員組合、県で言うと教育委員会、沖縄教職員組合の皆さんですね。本当にこの税源移譲に反対するというので2分の1確保を一致して当たって、そして最終的には中央教育審議会の答申が出て、どうしてもこ

れは確保しないといけないということで、3分の1で8500億円で決着がついて今の状況になりましたが、そういうことではおっしゃるように教育がターゲットにされがちでありますので、やはり教育は百年の計と言われておりますので、国民が一致して子供たちを育てないといけないという観点からすると所要の予算額はぜひとも確保して行ってほしいということをや請をしていきたいと思っております。

○仲田弘毅委員 いよいよ2010年全国高等学校総合体育大会沖縄大会がありますが、7ページの陳情第63号ですが、サッカー専用スタジアムの早期建設に関する陳情です。高等学校総合体育大会のサッカーメイン会場が、私たちのうるま市が会場になります。そのことで地域では子供たちのFC、SCも含めて一生懸命に、もともとサッカーが盛んな地域であったのですが、そのことを含めてJリーグのプロの誘致やそのスタジアムの誘致などいろいろ声が上がっているわけですが、県の処理方針の中に県内には専用サッカー競技場が5カ所あるということですが、この5カ所はどこになりますか。

○諸見里明保健体育課長 サッカーパークあかんま、これは石垣市にございます。八重瀬町の東風平運動公園サッカー場、3つ目が与根野外サッカー場、これは豊見城市です。恩納村の赤間運動公園サッカー場、それから金武町にあります沖縄電力金武火力発電所雄飛の広場の5カ所になります。

○仲田弘毅委員 奥武山の県総合運動公園があるということですが、それ以外。

○諸見里明保健体育課長 奥武山総合運動公園は専用ではございません。共有、多目的な形での競技場になっております。

○仲田弘毅委員 その専用スタジアムの構想として、大体どの辺にという構想も上っておりますか。

○仲村守和教育長 サッカー協会は奥武山の陸上競技場あたりがいいと言っておりますが、しかしながら何万人、2万人以上が来ますのでそこにおさまるかということで、場所についてもいろんな場所を考えておりますが、これも知事の指示は勉強しておいてほしいということで、県単独事業で金をつくってできるというのは非常に難しいだろうと思っておりますので、大体の県が市町村でいろんな予算を利用して、これをつくる県の教育委員会で使える予算というの

はありませんので、そういうことで予算の確保、どういう形で運営できるかとか。今年の夏に愛媛県を視察して、観光商工部を初め土木建築部、そしてサッカー協会と一緒に現地を視察して、本当に沖縄県としてつくれるのかどうかを含めて研究をしていくということです。

○仲田弘毅委員 子供たちの学力達成度テストは大変悲しい記録もありますが、20数万人の児童生徒のために夢と希望を持って教育、文化、スポーツに励めるような施設、あるいは環境づくりのために一生懸命ともに頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 私は1点だけです。仲田委員からありました7ページ陳情第63号のサッカー専用スタジアムで、私は本会議でも質問をさせていただきましたが、ぜひ私もこのスタジアムが我が沖縄県に建設できるように県教育委員会に頑張ってもらいたい。子供たちが夢を持っていける、そういう意味では沖縄のスポーツ振興、観光産業にも大きく寄与すると言っておりますのでお願いしたいと思います。それで平成19年度に先進地域も視察したと聞いておりますが、この内容をお聞かせ願いますか。

○諸見里明保健体育課長 去年度の先進県調査報告ですが、福岡県博多の森競技場、佐賀県の鳥栖スタジアム、大分県の九州石油ドームを調査してまいりました。博多の森競技場が総事業費99億円、収容人員が2万2563人、管理運営費が約1億53万7000円、それから佐賀県の鳥栖スタジアムが総事業費が97億円で、収容人員が2万5000人で、これはサッカー、ラグビー場専用となっております。それから管理運営費が1億1988万3000円です。大分県の九州石油ドームの総事業費が259億円、収容人員が4万人、これも陸上競技場兼用で多目的ドームとなっております。それから管理運営費が2億2874万2000円となっております。あと、フィールドとか天然芝とか駐車場とか、それから利用形態等がございます。

○上原章委員 先進地域の事例を見て、それを受けて皆さんは今回サッカー競技場整備に関する調査・検討連絡会議を立ち上げたと思います。非常にハードルも高いと思いますが、その取り組みの中で建設するんだという前向きな思い

を持って、これは無理だと思いながらこういったものを持っていかないとと思いますが、ぜひ頑張ってください。それでこのサッカー競技場整備に関する調査・検討連絡会議を3月にスタートしたと聞いておりますが、具体的に今後どう進めていくのか、メンバーの構成はどうなっているのか聞かせてもらえますか。

○仲村守和教育長 メンバーは県サッカー協会の関係者、観光商工部観光振興課から出ていただいております。土木建築部からは都市計画・モノレール課から出ていただいております。そして教育庁の保健体育課ということで、現在このメンバーで連絡会議を構成しております。やはり土木建築部、観光商工部を含めて検討して、その予算をどうするかとか、所管裁定もまだどこがやるのかというのも決まっていないわけであり、これは大きい事業になりますのでどこでこれを推進していくのか、県でできるのかどうかも含めて研究をしていこうということです。考え方としてはいろいろあるんですよね。例えば、サッカーくじなどを使うのもあるかもしれませんが、いろんな形で財源を確保する方法など、それがなければこれは非常に絵にかいたもちになる可能性がありますので、それはいろんな方々の御意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。

○上原章委員 そういう意味では、先進地域をしっかりと参考にして国内外にもいろんな参考があると思います。今、沖縄にもプロのサッカーチームが頑張っていてJ1、J2を目指していると聞いておりますが、このステップを上げて行く中でどんなに成績の強いチームになっても、地元にスタジアムがないと審査さえしてもらえないと。スタジアムが地元にあることが条件だそうです。そういう意味では、時間もかかるかもしれませんが、ぜひ実現を目指して頑張ってもらいたい。最後に、仲村教育長へきのうの本会議でも質問しましたが、沖縄の子供たちは非常にサッカーの才能、資質は高いものがあると、いろんな関係者、指導者の方々が期待しているわけですが、サッカーが非常に子供たち、または協会の中でチームがあるわけですが、試合会場や練習会場が非常におくれている。沖縄県は非常に他県に比べてもそういった環境が非常に厳しい。そういう意味では、ぜひ那覇市に関してもそういった練習ができる場所がなく、南部のほうへ行っていたり、子供たちが出かけてやっていると聞いております。ぜひ、環境改善をしっかりとやってほしいという思いがありますが、最後にお聞かせ願いますか。

○仲村守和教育長 きのうも申し上げましたが、県内でも35カ所しかない。

特に那覇市には4カ所しかないということがわかりましたので、これについてはサッカー協会も含めて那覇市とも話し合いをしながら、サッカーをやっている子供たちが非常にたくさんいますので、その練習場所の確保を協会のほうとも一緒になって進めてまいりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 3ページの陳情第50号をお願いしたいのですが、まず沖縄県行財政改革プランの中でいろいろと結論は出たと思うのですが、その中で陳情の処理方針で本県の厳しい財政状況の中というのがございまして、県立図書館八重山分館の年間維持管理費というのは大体幾らかかるのですか。

○玉栄直生涯学習振興課長 県立図書館八重山分館の例で申し上げますと、年間の管理費が平成19年度の例ですが256万2000円となっております。

○佐喜真淳委員 人件費も入れての総額ということですか。ランニングコストすべて含めてです。維持管理費、人件費も含めてのトータルでお願いします。

○玉栄直生涯学習振興課長 人件費と事業費、管理費の3つがございまして。事業費と言いますのは本の購入費です。管理費は文字どおり光熱水費や建物の維持管理費で、人件費も含めまして、トータルで2215万4000円となっております。

○佐喜真淳委員 2200万円余りの維持管理費がトータルでかかるということですが、あと処理方針の中で石垣市立図書館との比較の中で5.5%という利用率があるのですが、これは実数的に見ると月平均、年平均の利用者は何名ぐらいいるのですか。

○玉栄直生涯学習振興課長 県立図書館八重山分館の場合ですと、平成19年度は年間利用者が1万2752名となっております。石垣市立図書館は、4万8972名となっております。処理方針の中に書いております5.5%というのは、直近5年間の貸出冊数を比較したもので、直近5年間というのは平成14年度から平成18年度までの5年間をトータルしたものの比較であり、県立図書館八重山分館の場合ですと、平成14年度から平成18年度までの合計が5万4088冊、石垣市立図書館の場合ですと98万6495冊となっております、その比率で申し上げます

と県立図書館八重山分館は石垣市立図書館の5.5%になっているということです。

○佐喜真淳委員 築34年ということですが、仮に築34年を建てかえた場合のシミュレーションもやっているのですが、それともそういうことはやっていないのですか。

○仲村守和教育長 我々は分館を廃止という方針を持って、石垣市立図書館がありますので、それに新たにまた新しい分館を建てかえるという方針は持っておりませんので、そういう見積もりや予算の算定はしておりません。

○佐喜真淳委員 先ほど説明の中で築34年ということで老朽化が進んでいると。非常に危険で、剥離も進んでいるということですが、現状はどうなんですか。危険度、具体的に説明できるようであればお願いしたいのですが。

○仲村守和教育長 実際に柱のセメントが割れてきているという状況があり、やはり地震等に対しても心配でありますので、そういうことで老朽化についての対応策、その辺も踏まえて総合的に判断したということです。

○佐喜真淳委員 築34年という本当に施設そのものが老朽化して大変厳しい管理状況だということは写真の中でも見えてまいりましたが、現状の分館として34年で柱が剥離して崩れてきているという中で、これを継続的にこうして、仲村教育長もなかなか答弁しづらいと思うのですが、こういう状況でいった場合に後何年持つかという話はやりづらいのですが、所見、考え方というのはどうですか。

○仲村守和教育長 築34年で老朽化しておりまして、我々はやはり入館者への安全面を重視しないといけないので、そういうことでいくと耐力度調査はまだやっておりませんが、もし耐力度調査をして非常に危険な建物だと出てくると、これは行政として閉めざるを得ないという状況になってまいります。今あります兵庫友愛センターは築33年ですが、耐力度調査をすると非常に弱っているということで、それも剥離がございましたので閉めて、取り壊しを9月から始めるという状況でありますので、そういう面で非常に心配をしているという状況がございます。

○佐喜真淳委員 仲村教育長も大変厳しい判断をせざるを得ない状況で、現時点では地域住民とのコンセンサスがいないということで、今後とも地域住民との理解が得られるような状況から、引き続き地元の理解を得て進めていくことが一番大切だと思いますので、地域の方々に誠心誠意理解を求めていけるよう頑張っていたきたいということを要望しておきたいと思います。

あともう1点の7ページの先ほど来出ている陳情第63号のサッカー専用スタジアム早期建設の陳情ですが、教育委員会で平成20年3月に関係部局、関係競技団体で構成するサッカー競技場整備に関する調査・検討連絡会議を設置したとなっておりますが、その中で専用スタジアムについて鋭利検討を重ねているということで、先ほど上原委員からもお話がございましたが、これはスケジュール的には例えば年何回ほど会議をして、結論的に何年かこの会議をしながら最終的な方向性として専用スタジアムづくりをしていくような方向でもっていく計画で、この連絡会議を立ち上げたのかどうか。その連絡会議の持ち方、考え方というものをもう一度お聞かせ願いますか。

○仲村守和教育長 そのサッカー競技場につきましては、どこの部署でこれを引き取って検討するかというのがございまして、やはりサッカーということで建物そのものだったら土木建築部のほうに行きますし、観光絡みであれば観光商工部へ行きますが、サッカー競技ということで教育庁の方へ来ているわけでありまして、今は我々のほうで音頭を取って関係部局が集まっていたいて、まずは研究をしていこうということで、予算面でどういう形でこれをつくれるか、いろんな防衛省の予算もありますが、例えば那覇市の野球場であれば防衛省の予算を活用してやっておりますが、那覇市にお願いして那覇市でつくってもらうのか。あるいは大きい企業でってもらうのかという予算的な面も含めましてどういうことができるのかそれを検討しようということで、去年も2回ほど会議を持っておりますが今度も視察が終わった後、そういう取りまとめをして今後どうするかという方針を出していきたいということで、まだ研究中ということで御理解をいただきたいと思います。

○佐喜真淳委員 最後になりますが、関係部局とサッカー協会、当然サッカーをやっている方々というのは専用スタジアムをつくってほしいというのが要望であるだろうし、当然に予算を預かる行政当局からすると予算も考えながら慎重に進めていくというのが手段だと思うのですが、去年も2回開いたということで今年も3月に立ち上げて先進県を視察するというのが愛媛県に行くということで、その後多分結論、総括を入れると思うのですが、今現在でいずれも答

弁しなくてもいいですが、つくってほしい協会、慎重にやる行政当局の温度差があるのかどうか。実は、そうではなくて、この連絡会議というのはつくる方向で今進めているんだという強い決意でやっているのか、最後にこの1点だけお聞かせ願いますか。まだ、慎重にやっているのか。

○仲村守和教育長 よい決意と言われると非常に困るわけでありまして、決意をしますと強力に進めないといけませんので、慎重に検討しているとお答えさせていただきます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 陳情第50号の県立図書館八重山分館の存続に関する陳情についてですが、県立図書館八重山分館の廃止に向けて話が進められているのは去年からですが、主に先ほどおっしゃったように財源が厳しくなってくると離島がターゲット、そして教育費がターゲット、そんな形で本当に真っ先にねらわれてしまうという非常に残念なことが起こるわけです。今議論を聞いておりましたが、県立図書館八重山分館の人件費を含めた維持費がたった2200万円ですよ。はっきり言って、たった2200万円。今、本当に八重山地域の財産としてこの分館が果たしてきている役割というのは、物すごく大きいものがある。たくさん陳情書の中でも資料をたくさんもらいました。本当にいかに八重山地域の皆さんに愛されて、貴重な分館として利用されてきたかということが非常によくわかります。行財政改革だからといって、2200万円というたったそれだけの予算で分館を廃止していくという教育行政のあり方、教育行政が悪いとは言いませんが、行財政改革の中での強制みたいなものがあつたと思います。これを何とか救う手だてがあるのではないかと、私はこの2200万円という数字を見て思っているわけです。それと同時に県行政に対する憤りが非常にあります。それぐらいの金額なら幾らでも手だてができるのではないかと思っているわけです。その議論の中でも石垣市立図書館と分館の比較がされておりましたが、県立図書館宮古分館も一緒なんです、本当に駐車スペースが非常に少ない。そういう意味でなかなか来館できない、来ても満杯なものですから戻ってしまうということも多々あつたわけです。15年ぐらい前までは、2台ぐらいのスペースしかなかったですね。その後、裏の空き地を借りて、駐車スペースを県立図書館宮古分館はやっているのですが、石垣分館もそういう現状だつたと思うんですね。ですからそういう意味では、入館者をデラックスな石垣市立図書館

と比較したり、貸出数を比較するのは非常にナンセンスです。こういうことで5.5%しかない、極端に少ないから廃止すべきという理由にはならない。これは決してそうすべきではないと私は思うんですね。そういう意味で、2200万円を何とか手だてできるのではないかと思うのですが、今、私が申し述べたことについて仲村教育長どう思いますか。

○仲村守和教育長 この2200万円という予算も教育委員会では大変な予算であります。今、奥平委員がおっしゃるように5.5%という利用冊数というと、老朽化という私個人としてもその心配が実はあります。老朽化で、もしそこでけがでもすると子供たちや利用者が非常に困る状況も出てきますし、改修工事、あるいは改築というのは非常に厳しいという状況の中で早目に地元と話し合いをして、いろんな研究者がいらして、そこで資料調査したり、研究をなさっている方々もいるようなんです。そういうことからすると8万冊の蔵書をどうにか活用できることができないか。県としては、非常に厳しい状況であるのですが、8万冊をぜひ石垣市立図書館、八重山郡で活用してほしいという思いで、早目にプランを出して地元と話し合いを進めていこうと思っているわけです。

○奥平一夫委員 そうですね。恐らくネックが、今写真を見せられた委員の皆さんはこれはだめだということになっていると思います。これだけ老朽化していると、言うことがないなというところで、恐らく決定的なことになっていると思いますが、私は確かにそうではあるのですが、離島における県立図書館分館の存在を県行政、歴代の教育長初め歴代の知事がどういう認識を持っていたかというのが非常に大事だと思います。34年の間にメンテナンスはやったのか。その途中の10年前になって、そろそろ20数年になって建てかえの時期だけれども、建てかえようか、積み立てもしようかという考え方は当時あったのかどうかをお聞きしたいと思います。これは最初から廃館ありきという形で当初から進んでいたのか。それともメンテナンスをずっとやって、10年ほど前から何とか建てかえないといけないのではないかと、離島における図書館のありようというのがこれだけ住民に親しまれて、子供たちの生涯学習、読書にも非常に大きな影響があるというのであれば、その建てかえという一つのことも考えられたはずなんですが、この辺のことについては仲村教育長はお聞きしていませんか。

○仲村守和教育長 やはり県立図書館八重山分館は先ほど申し上げたように大正3年に八重山郡民、地域の方々のカンパなどでできたと聞いておまして、浄財でできている八重山地域の、そのときは県立図書館八重山分館ではなかつ

たと思いますが、八重山図書館として地域にそれなりの文化活動の拠点として貢献されたいという事で、その認識については高く評価をしております、平成2年に石垣市立図書館ができ、その後については県と市町村との役割分担という観点から言って、県としてはあくまでも与那国町と竹富町に対してどう支援していくかという立場をとってきています。しかしながら、利用者がおりますのでメンテナンスなどいろんなことをやってきておまして、柱についても見えないように覆い隠していると聞いております。

○玉栄直生涯学習振興課長 建物のメンテナンスの件ですが、県立図書館八重山分館につきましては一番最近で申し上げますと、平成17年度に維持補修費をやっておまして、これが206万3000円の予算を使っております。

○奥平一夫委員 平成17年度だけがそういうことしたと理解していいのですか。その以前はどうでしょうか、メンテナンスをした時期、回数は。

○玉栄直生涯学習振興課長 30数年間の修繕の資料は持ち合わせてないです。

○奥平一夫委員 なぜ私がメンテナンスの話をするかというと、やはり貴重な財産で、大事なこの地域に根差した分館でもありますから、本当に地域の皆さんが愛してやまない分館を県の教育委員会がどういう思いでこの分館を扱ってきたかということになると思うんですね。できるだけ長い期間、この建物を存続したい、させたいということならもっとメンテナンスをしっかりとしながら、そしてできるだけ駐車スペースもふやしながら、この図書館利用の充実を図っていくということが皆さんのお仕事ではないでしょうか。そういう意味では、歴代の教育委員会の姿勢というのが問われてくると思います。先ほど積み立てと言いましたが、この図書館を改築するための準備というのは教育委員会の中ではされたことはありますか。

○仲村守和教育長 分館については、増改築の基金や積み立てという資金の造成はこれまでやっておりません。

○奥平一夫委員 そういう意味で極端な話、もう離島には分館が要らないと。30数年も貢献したんだから、あるいは100年近く貢献したから要らないという県の教育行政が見てとれるような気がします。そういう意味で本当にいろんなことを地方に押しつけて、県は知らないふりをしていくという今の行財政改革

が始まって以来、宮古地域、八重山地域の離島を含めていろんな県行政が離島を切り離していくことがどんどん起こっていく。そういう意味では、たったと言いましたが、もちろん教育委員会の予算にとっては2200万円という金額は非常に大きなものがあるという当然認識はしているのですが、トータルの県の予算の中で幾らでも捻出しようと思えば、捻出できるんですよ。そのわずかな2200万円という事業費を削って分館を廃止していくということはぜひ考え直していただきたいと思います。この件に関する最後に、こういう投書を読ませていただきます。仲村教育長にお答えいただきたいのですが、これは県立図書館八重山分館の計画をめぐる問題点について、元県立図書館八重山分館の職員、砂川哲雄さんという方の投書が載っております。6月13日です。「県立図書館八重山分館の役割が終わったと言えるのは少なくとも次のような場合である。第一に竹富町、与那国町の両町に公立図書館が実現し、同時に学校図書館が充実したとき。2つ目に石垣市立図書館が竹富町、与那国町の両町の図書館サービスを全面的にカバーできたとき。このいずれかの条件を満たさない限り、県立図書館八重山分館の役割が終わることはない。」。仲村教育長の答弁をお聞きしたいと思います。

○仲村守和教育長 教育委員会としては、与那国町、竹富町は未設置でございますので、今沖縄県で10町村が未設置なんです。本当に図書室もないのが8町村ございますので、それについて我々としては設置を推進しているわけですが、与那国町と竹富町に関しましても、我々としては分館が移動図書館や一括貸出、400冊を1カ所へ行って1回で貸し出すなどという形をやっておりますが、もしそういう仕事は県の本館のほうで全部やっていくと思っておりますので、与那国町や竹富町においては図書館のサービスが低下しない、させないということを私としては明言しておきたいと思っております。

○奥平一夫委員 その件につきましては、終わられていただきます。

もう一つ、陳情第57号について少しお聞きしたいと思っております。政府の教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する陳情についての2番目ですが、三位一体の改革が実行されて数年になります。その間に義務教育費がかなり削減されたということで、小さな地方自治体にとっては非常に厳しい財政難が続いています。特に教育に関することについては、いろんな現場から相当お話も聞いているのですが、山中義務教育課長、各市町村の小中学校に義務教育費が削減されて以来、何か不具合が生じておりませんか。不具合というのは、例えば具体的に言いますと、学校事務が臨時的任用職員になったり、あるいは学校の図

書館司書が臨時的任用職員になったり、あるいはいなくなったり、また豊見城市でも問題になっております用務員の廃止など、いろんな不具合が出てきていると思いますが、この辺の実態について御報告いただけますか。

○山中久司義務教育課長 新聞報道等で一部の市町村で用務員が廃止されるという話は伺っておりますが、県内の状況等については調査しておりませんので、把握しておりません。

○奥平一夫委員 わかりました。それではお願いをしておきます。その実態調査についてももしっかり詳細に調査をして、ぜひこの委員会に報告していただけることをお約束できますか。必ずしもこの3つだけではなく、ほかにもいろんな不具合が出ているのでしたら、そのほかのものについてもぜひ調べていただいて、子供たちの教育に支障があるのかないのかについてもです。

○仲村守和教育長 今、奥平委員から予算措置で市町村等で不具合が出てないかという調査につきましては、これは地方交付税措置をされておりますので、それをどう使っているのかは市町村に問いただして、やっているのかやってないのかが非常に見えにくいところがございますので、ここで我々としてやりますというお答えもできない状況で、しかしながら図書費の件や教材費の件が出ておりましたので、ああいう形の文部科学省のそういう調査で我々が見える部分がありましたら、それをお伝えしたいと思います。我々が41市町村に皆さんは流用していますかなどという状況の調べ方が、担当に聞いても非常に困難な状況でありますので、その辺について少し研究をさせていただきませんか。調べ方、調査の仕方がどういう形でできるのか、文部科学省の報告書を参考にできるのか、自分たちで実際に市町村に対してできるのかどうか、ちょっと研究させていただきます。

○奥平一夫委員 要するに子供たちが遊んだり、勉強できる環境をどう確保するかとの観点から私は聞いているわけで、沖縄県の教育をすべて統括している教育委員会が、これは市町村の役割だから、事務も市町村がお金を出して派遣しているということではなく、あるいは図書館司書がほとんど臨時的任用職員になってきていて、正式な資格を持った方々が少なくなっている。市町村も財源が厳しいから。そういうことが本当はあってはならないけれども、財源が厳しいということで、市町村も厳しい中で四苦八苦しているのですが、やはり究極は子供たちをどうしっかりサポートできるかということを考えれば、先ほど

言ったように沖縄の教育を統括している県の教育委員会がこの辺の事情をお聞きをする、あるいは実態がそうなっているかを調べるというのは何もそんなに難しいことではないと私は思うのですが、これだけお聞きして終わりたいと思います。

○仲村守和教育長 奥平委員がおっしゃるように子供たちのために所要の予算を確保することは非常に大事なことだと思いますので、そういう調査については努力するということでまず御理解いただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 二、三点ちょっと聞かせてください。陳情第57号の関連で県立沖縄工業高校のプレハブ校舎の酷暑の件ですが、1500万円のクーラーのリース代がかかって、次年度からは当初予算で措置したいとお聞きしましたが、これまでできなかった理由は何ですか。

○仲村守和教育長 これまでは扇風機で対応するという方針で、要するに学校側としてはその総額は決まっておりますので、例えば落として1500万円なんです。先ほど西銘委員からありましたが、あれは800万円落として1500万円というんです。足元を見られているかわかりませんが、とにかくそれぐらいかかるということです。ということは、それだけ学校の校舎改築のときに、その分が減ってしまうということで学校側としては予算総額が決まっておりますので、扇風機を入れて、その分は職員室や教室のそういう予算に回していくという状況であったわけです。

○翁長政俊委員 私はそういうことを聞いているのではなく、次年度から当初予算でやりますよと。今度の改築については、当初予算で予算措置できなかったのですか。何も今年から暑くなったわけではなく、学校の建てかえについてはプレハブ校舎をつくるわけですから、酷暑の中でみんなが授業をやっているのはこれまでも慣例的にそういう形だっただろうと思う。そこで校舎をつくると、つくられたものにはクーラーが当然入ってくるわけですね。当然、設置しないといけないでしょうから。そうしたら、プレハブ校舎にクーラーが入ってくるのは当たり前だという認識が皆さん方になく予算を落としたのか、予算を国がつけなかったのか、どこに問題があったのですか。

○前原昌直施設課長 過去にはクーラーを設置した所もあります。最近、予算措置自体は厳しくなったものですから、先ほど仲村教育長がおっしゃったように本体のほうを優先をして、仮設の分は学校に協力してもらっているというか、我慢をしてもらってきたという状況です。

○翁長政俊委員 これまでは当初予算でクーラーまで処置ができたけれども、予算が厳しくなったからクーラーがつけられないという認識なんですか。これでは子供たちの教育環境を守れないのではないですか。

○前原昌直施設課長 おっしゃるとおりです。過去に設置したというのは、平成13年、平成14年ごろでして、その後から厳しくなっている状況です。それで今回の県立沖縄工業高校を含めて検討しているのですが、やはり本体に影響ないような形での予算の調整をしたいということです。

○翁長政俊委員 次年度に仮に新規の工事が出たときに、要するに新しい建てかえ工事が出たときに文部科学省から予算をもらってつくるわけでしょう。そのときに、当然にこういうことも売り込んでいかないといけませんよね。当初予算で要求するときに、このクーラー設置料を当然要求すべきと思っているのですが、要求したがほかに流用したのですか。

○前原昌直施設課長 仮設校舎の設置の中に補助対象として入るのですが、実施単価の分と補助単価の差がございます。ですから補助単価の中におさめるためには本体を優先してきたということです。補助対象であります。とかく予算の枠がないという国庫補助自体が厳しい、実施単価と補助単価の差があるものですから、その差で設置を見合わせてきたという状況です。

○翁長政俊委員 ということは、仲村教育長は次年度から当初予算で対処したいと答弁されたんですよね。これだけ差があって、厳しいと言っているけれども大丈夫なんですか。

○前原昌直施設課長 今回のように仮設校舎を設置した後に新たに空調を設置すると割高になります。その分を当初予算で計画していけば、先ほど申し上げたとおり何とか本体に影響が少なくなるような形で、仮設校舎の方に一体としての空調を設置していきたい。影響が出ることは、本体の方では否めません。

それを少なくしたいということです。

○翁長政俊委員 聞いていたら、キツネにだまされているような感じだね。皆さん方がプレハブ校舎を独自でつくろうが、本体工事とプールしてつくろうがリースするお金はそう変わらないと思うんです。本体とプールしてつくったらリース代は安くなるけれども、プレハブ校舎を建ててリースすれば、リース代が上がるという話ではないでしょう。

○仲村守和教育長 これまでは今回もプレハブ校舎の予算につきましては、後付けでクーラーを設置すると1500万円かかりました。来年からはプレハブ校舎にクーラーが入った形で入札を入れる。そうすれば、落ちてくるだろうということです。悪く言えば、今足元を見られておりますので、これを一体にしていくとそういう業者の皆さんがプレハブ校舎にクーラーが入ったもので入札に応じないといけないという状況をつくり出そうということです。

○翁長政俊委員 納得できました。説明がわかりました。いずれにせよ、本体工事についても当然に沖縄の夏の酷暑というのは子供たちの教育環境に直撃しますから、当然のこととして沖縄ではクーラーの設置というのは絶対に必要なことなんですよ。今後こういった子供たちの環境が著しく劣化しないような形での対応をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

もう一つが陳情第63号のサッカー専用スタジアムについて、いろいろと各委員から出ましたが、県内に5カ所あることですが県営が必要だと私は思っているんです。5つの競技場はサッカー専用場であるけれども県営ではないわけですよ。

○仲村守和教育長 そうでございます。

○翁長政俊委員 やはり県営で、県に1つぐらいは2万人ぐらいを収容する専用スタジアムがあっても、私は沖縄全体の競技人口を見たときにやはり絶対に必要だとの感をしているわけです。これは何も幾つもつくれという話ではないですから。こういった施設が県に1つあればいいんですから。また先ほど上原委員からありましたようにプロ化するためには専用スタジアムがあるということ、契約した専用スタジアムがあるということが条件になってくるわけです。ですから上を目指して頑張っているサッカー少年やJ3などで頑張っている皆さん方も上へのぼっていくためには、そういうスタジアムが完備されて初めて

J1にのぼっていけるという形になりますから、やはりここは各関係団体の皆さん方と協議して、今検討委員会をつくっているとありますが、これは教育委員会が主体になってやるという迫力がないとこれは到底つくれないんじゃないですか。

○仲村守和教育長 正直言って迫力ないです。やはり正直申し上げますが、何十億円、四、五十億円の事業になるわけです。教育委員会でこの予算の確保ができるかというときに、主体は教育委員会なのか、あるいはほかの部なのかも含めて、これまでどこがつくるかという所管裁定もされていないので、今、私が教育委員会がやりますということは言えないと思います。しかしながら、知事からはしっかり勉強しなさいということですので、しっかり勉強しているところです。

○翁長政俊委員 知事は勉強しなさいと言ったのですか。つくる方向で頑張らしなさいと言わなかったのですか。

○仲村守和教育長 どうつくるかは知事も予算の捻出で頭を痛めておりますので、まずはどういう形ができるかという絵をかいてほしいということで、今、その絵を描くために研究をしているということで勉強をしているということです。

○翁長政俊委員 正直なところ、那覇市の奥武山公園の移管の問題も含めて野球競技場をやっておりますよね。これも防衛省関係の周辺整備資金を使ってやったんですよ。2万人ぐらいのものということになると、やはり70億円とか80億円ぐらいになりますよ、球場がそうですから。それと比較して考えてみても七、八十億円の予算だという感じがします。皆さんが先進地を見てきたということで報告がありましたが、やはりこれでも2万人ぐらいの規模ということになると95億円という話がありましたからこの規模になるんですよね。県はこの予算を使うということにはできないのですか。この防衛省予算というのは、市町村しか使えないのですか。

○仲村守和教育長 防衛省予算は県ではできなくて、やはり市町村でしか起債できないとなっているようです。

○翁長政俊委員 これは市町村しか使えないとなったら、これは使えないとい

う話になりますから、新しいメニューを探さないといけませんよね。この新しいメニューを探すいい方法はないですか。頭をひねって考えられないの。

○仲村守和教育長 先ほど申し上げましたように、サッカーくじを沖縄版にしたいので、沖縄県のサッカー少年の夢を叶えるようなスタジアムをつくるということでサッカーくじをお願いするとか、何らかの方法はあるのではないかと少しは考えたのですが、実現はわかりませんがいろんな形で捻出できるのではないかと思いますので、ぜひお知恵をお願いしたいと、翁長委員にも期待を申し上げたいと思います。

○翁長政俊委員 ただいづれにせよ、サッカー人口は年々ふえておりますし、野球少年よりもサッカー少年が多いと言われる時代ですから。県内のちびっこたちのチームも物すごい数なんです。この子供たちが夢を持って、さらにはサッカーにかける情熱みたいなものが沖縄もどんどん高まってきています。FC琉球も沖縄にありますし、ある意味では沖縄がチームの本拠地になりますよね。こうなっていく努力というの、やはり県も沖縄観光コンベンションビューローも含めて全体の沖縄の施策としてやっていかないと、観光の点をとってみてもやっぱりそういう施策は必要だろうと思っていますから、ぜひ各方面に精力的にやるということが大事ですよ。何事もスピードですから、スピードを持って積極的にやってください。要望しておきます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 陳情第50号について、調査のためにお聞きしたいのですが、位置的なものがわからないんですよ。県立図書館八重山分館の所在地がわからないのですが、石垣市議会はどのような対応をしているのか知りたい。竹富町からは陳情は出ておりますが、石垣市議会からはどうですか。

○仲村守和教育長 今回は石垣市議会からは陳情は出ておりませんが、2月議会ではあったらと記憶しております。

○桑江朝千夫委員 過去に出たということですか。

○仲村守和教育長 2月議会で石垣市議会からは陳情案件として出ておりま

す。

○桑江朝千夫委員 次に、陳情第63号についてお聞かせいただきたいのですが、沖縄市はスポーツコンベンションシティで私も沖縄市少年サッカー協会の会長なんです。それが言いたいわけではありませんが、陳情の中身で記の1項目から6項目まで出て要望しているのですが、3番について、サッカーだけでなく沖縄の歴史、文化を発信、継承の場としての施設と、ちょっとイメージがわからないのですが、どういうことですか。

○仲村守和教育長 これはサッカー協会からの要請であり、その中身についてはサッカー協会しかわからないと思います。

○桑江朝千夫委員 それではサッカー競技場整備に関する調査・検討連絡会議では、この記の1項目から6項目の中、1番、2番、3番すべてを検討していくのか。サッカー協会から出された陳情とは別にそれを基本としてではなく、サッカー場建設のみを検討していくということですか。陳情書にはよらないのですか。

○仲村守和教育長 サッカー協会は連絡会議の一員なんです。サッカー協会の役員の方も現在、サッカー競技場整備に関する調査・検討連絡会議の中に入っておりますので、その趣旨についてはサッカー協会のほうがよく御存じだと思いますので、それも踏まえて設置に向けて頑張っていくということで、その当事者のサッカー協会がこれを出しているという状況です。

○桑江朝千夫委員 陳情というのがどういう性格を持ってくるのかわからなくなってくるのですが、1項目から6項目までのこういったものが網羅されたサッカー場にしてくれという陳情書ではないのですか。

○仲村守和教育長 そういふことの絵をかいて、協会としては2万人が入る収容スタジアム、人工芝を使ったものなどをやってほしいという陳情ですので、それも踏まえましてサッカー協会の役員も入れて、県のサッカー競技場整備に関する調査・検討連絡会議の中で一緒に検討して、今後どうするかを話し合っているということです。

○桑江朝千夫委員 それでは自分自身でサッカー協会での3番についてはど

ういうことか聞いてきますが、確認ですが先ほど県内のサッカー専用競技場が5カ所と聞いていたのですが、沖縄市が入っていなかったですね。

○仲村守和教育長 現在、5カ所はすべてサッカー専用競技場ということで設置されておりまして、沖縄市の競技場につきましてはラグビーなどほかの競技もやっておりますので、多目的な利用と認識しております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次回は、7月14日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇